

第 5 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成21年10月 5 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回 熊本県議会厚生常任委員会会議記録

平成21年10月5日(月曜日)

午前10時1分開議
午前11時52分休憩
午後0時40分開議
午後1時45分休憩
午後1時50分開議
午後2時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第4号 専決処分の報告及び承認について

議案第8号 熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例の制定について

議案第10号 熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例の制定について

報告第8号 財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

請第30号 改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ① 熊本県次世代育成支援行動計画「くまもと子育て・子育て応援大作戦」平成20年度の実施状況総括について
- ② 「熊本県次世代育成支援行動計画・後期計画」の策定状況総括について
- ③ 熊本市における児童相談所設置について
- ④ 地域医療再生計画について

- ⑤ ドクターヘリの導入について
- ⑥ 新型インフルエンザ(A/H1N1)の感染状況と対応について
- ⑦ 熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況について
- ⑧ 財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況について
- ⑨ 平成20年度大気・化学物質・騒音等環境調査結果について
- ⑩ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要について
- ⑪ 平成20年度水質調査結果について
- ⑫ 平成21年度水俣湾環境調査結果(速報)について
- ⑬ 水の戦略会議について
- ⑭ 公共関与による管理型処分場の整備について
- ⑮ 水俣病対策の状況等について

出席委員(8人)

委員長	池田和貴
副委員長	山口ゆたか
委員	小杉直
委員	岩中伸司
委員	藤川隆夫
委員	鎌田聡
委員	佐藤雅司
委員	早田順一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長	森枝敏郎
医監	東明正

次長 坂田正充
 次長 本田恵則
 健康福祉政策課長 古森誠也
 首席健康福祉審議員兼
 社会福祉課長 坂田憲久
 少子化対策課長 吉田勝也
 高齢者支援総室長 江口満
 高齢者支援総室副総室長 古谷秀晴
 高齢者支援総室副総室長 橋本博之
 障害者支援総室長 前田博
 障害者支援総室副総室長 米満譲治
 障害者支援総室副総室長 西岡由典
 医療政策総室長 倉永保男
 医療政策総室副総室長 永井正幸
 健康づくり推進課長 岩谷典学
 健康危機管理課長 末廣正男
 薬務衛生課長 内田英男
 環境生活部
 部長 駒崎照雄
 次長 横田堅
 次長 益田和弘
 次長 谷崎淳一
 首席環境生活審議員兼
 環境政策課長 園田素士
 環境政策監兼
 環境立県推進室長 森永政英
 環境保全課長 宮下勇一
 水環境課長 小嶋一誠
 自然保護課長 岡部清志
 廃棄物対策課長 山本理
 廃棄物公共関与政策監兼
 公共関与推進室長 中島克彦
 首席環境生活審議員兼
 水俣病保健課長 野田正広
 水俣病審査課長 寺島俊夫
 首席環境生活審議員兼
 食の安全・消費生活課長 小原忠隆
 交通・くらし安全課長 高野利文

人権同和政策課長 吉田國靖
 病院局
 病院事業管理者 若本隆治
 総務経営課長 大谷祐次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中村時英
 政務調査課課長補佐 野白三郎

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託されました請第30号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第30号についての説明者を入室させていただきます。

（請第30号の説明者入室）

○池田和貴委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願い申し上げます。

それでは、どうぞ。

（請第30号の説明者の趣旨説明）

○池田和貴委員長 ありがとうございます。趣旨はよくわかりました。後でよく審査させていただきますので、本日はこれでお引き取りください。ありがとうございます。

（請第30号の説明者退室）

○池田和貴委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、森枝部長から総括説明を行い、

続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。健康福祉部でございます。

本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案、条例関係2議案、報告1議案の合計4議案でございます。

まず、新型インフルエンザについてでございますが、県内において初めて患者が確認された6月21日以降、夏場にもかかわらず感染が広がり、8月下旬に定点1医療機関当たりの患者数が、流行の目安である1.0を超えたことから、去る9月1日に知事が県内流行宣言を行い、改めて県民の皆様にご注意喚起を行ったところであります。

本県におきましては、関係機関と協議の上、原則としてすべての医療機関における診療を既に可能としているほか、特に妊婦の方に配慮し、国のスキームにはないかかりつけの産婦人科医での診療を可能とする体制を整えており、今後増加することが予想される重症患者に対応するため、必要な病床の確保や人工呼吸器等の準備を進めているところでございます。

なお、ワクチンについては、先般、優先接種者の詳細要件がようやく明らかにされたところですが、国が示した10月下旬からの接種開始に向けて、取り組みを加速することとしております。

また、本格的な流行に備え、10月7日には、全県的な取り組みを推進するために、既に設置しております知事を会長とし、医療関係者、市長会、ライフライン事業者等で構成する熊本県新型インフルエンザ対策協議会の第2回目を開催することとしております。

今後とも、県民の皆様の健康被害をできる

限り少なくするため、医療機関や市町村等と連携を図りながら、全力で新型インフルエンザ対策に取り組んでまいります。

次に、第1号議案の平成21年度熊本県一般会計補正予算でございますが、6月補正に引き続き、経済対策関連を中心とした総額72億8,100万円余の増額を計上しております。

補正予算の内容としましては、病院等の医療施設の耐震化事業を実施するための医療施設耐震化臨時特例基金の新たな造成及びこの基金を活用した耐震化事業を行うこととしております。

また、失業者や低所得者の増加に対応したセーフティーネット施策としまして、県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度を活用しやすくするための助成や住宅喪失者等に対する住宅手当の支給等を行います。

さらに、6月補正予算における基金を活用しまして、介護施設等の整備や有料老人ホーム等へのスプリンクラー設置に対する助成、市町村が実施する子育て支援の取り組みへの助成、自殺の予防支援を行う人材養成等を行うこととしております。

これによりまして、特別会計分を含めた健康福祉部の予算総額は1,394億1,700万円余となります。

次に、第8号議案の熊本県安心子ども基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、同基金を活用する事業の追加による実施期間の延長に伴う関係規定の整理を行うものであります。

次に、第9号議案の熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例の制定についてでございますが、医療施設耐震化臨時特例交付金により、医療施設の耐震化を促進するための基金を新設するための条例を制定するものであります。

次に、報告第8号の財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出に

については、県が基本財産の一部を出捐している熊本さわやか長寿財団の経営状況についての報告であります。

このほか、熊本県次世代育成支援行動計画くまもと子育て・子育て応援大作戦の平成20年度実施状況総括など、6件につきまして御報告させていただくこととしております。

なお、10月28日から30日にかけて、全国食生活改善大会等が本県で開催されます。高円宮妃殿下が御臨席されるほか、参議院副議長や知事、議長なども来賓として出席の予定です。概要をまとめました資料をお手元にお配りしておりますので、後ほどごらんください。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては関係各課、各総室長から説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○古森健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。お手元の厚生常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費12億402万6,000円の増額の補正でございます。右の説明欄をお願いいたします。

まず、生活福祉資金緊急再編事業でございますが、これは県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の制度見直しに伴う補正でございます。

厳しい雇用情勢の中、今後も失業者、低所得者の増加が見込まれることから、同事業をさらに活用しやすくするため、貸付資金の種類を利用者にわかりやすい形に整理、統合しますとともに、貸付条件も、連帯保証人がいない場合でも貸し付けができるようになり、貸付利子の引き下げも行われております。

これらの見直しに伴いまして、貸付原資として5億3,000万円余、貸し倒れのリスクに対応するための欠損補てん積立金として6億1,000万円余、合計11億5,000万円余を県社会

福祉協議会に対して助成するものでございます。

次に、臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助でございます。

解雇や雇いどめ等により、住居を喪失し、生活維持が困難となった離職者に対して、臨時特例つなぎ資金貸付制度の創設が行われておりますが、事業主体である県社会福祉協議会に対しまして、平成21年度から23年度までの3カ年の分、4,978万6,000円を一括して助成するものでございます。

最後に、福祉・介護人材緊急確保事業でございますが、福祉・介護施設職員の資質の向上及び定着を支援するため、介護福祉士養成施設の教員等が、施設を訪問して実施する介護技術等の研修に係る助成費用として328万円を計上いたしております。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課の坂田でございます。資料の御説明をさせていただきます。資料の3ページでございます。

まず、遺家族等援護費でございます。145万1,000円の増額補正をお願いしております。

内容は、説明欄に記載しておりますけれども、死亡診断書の整理事務に要する経費でございます。戦没者や戦傷病者の遺族に対し支給しております特別弔慰金あるいは遺族年金等については、裁定に当たり、市町村に保管してあります死亡届——これは死亡診断書等が添付されておりますけれども、で死亡原因の確認を行っております。

この死亡届が、戸籍法上では保存年限が27年となっておりますが、引き続き裁定事務に必要なため、今回、厚生労働省からの依頼により、死亡診断書を含んだ死亡届を関係簿冊から抜き出し製本し、法務局あるいは市町村に保管するものでございます。そのための経

費でございます。全額国庫でございます。

次に、生活保護総務費でございます。1億5,806万9,000円の増額をお願いしております。

内容は、今回の経済危機対策によるもので、2つの新規事業を挙げておりますけれども、いずれも全額国庫補助によるものでございます。

まず1つ目が、ホームレス緊急一時宿泊事業で354万5,000円を計上いたしております。

ホームレスまたはホームレスになるおそれのある者に対しまして、健康状態の悪化防止あるいは野宿生活に至ることがないように、宿泊場所、入浴、食事等を提供するとともに、巡回指導員を配置し、就労等の自立のために支援を行うこととしております。

2つ目が、住宅手当緊急特別措置事業で1億5,452万4,000円を計上いたしております。

今日の厳しい雇用情勢の中で、雇用対策を補完する新たなセーフティーネット対策としまして、失業等により住居を喪失しているあるいはそのおそれのある者に対しまして、住宅手当を支給し、住宅の確保を行うとともに、就職等の支援を行うものでございます。

対象者は、2年以内に離職した方、それから世帯の生計中心者であること、それから現在収入がない、常用就職への意欲がある方で、ハローワークへ求職の申し込みを行っている、そういったことが要件になっております。

支給額は、生活保護の住宅扶助費の基準額で2万6,200円ですけれども、支給限度は6か月と定めております。今回の予算は、県が所管しております町村分に係る経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課吉田です。説明資料の4ページをお願いいたします

す。

右の説明欄に沿って、補正予算につきまして説明させていただきます。

まず、児童福祉総務費の熊本県地域子育て応援事業は、市町村が実施します地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援の取り組みに対して助成するものでございます。16の市町村から27件の申請がっております。

主なものとしましては、病児、病後児保育における感染症対策のための施設整備事業6件がございしますが、そのほかに、子育て交流の場の設置あるいは婚活の支援等、各市町村で知恵を出した取り組みを展開されることとしておりまして、安心こども基金を財源とした事業費として5,755万5,000円を計上しております。

2段目、母子福祉費のひとり親家庭の支援を考えるセミナーは、ひとり親家庭における生活困窮支援策を考える取り組みの一環としまして、近年、問題となっております貧困問題に関する講演会等の開催を計画しております。来年早々の開催に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。これにつきましても、安心こども基金を財源としまして38万4,000円を計上いたしております。

3段目、児童福祉施設費のうち、1、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業は、児童養護施設等が、食品の安全対策や生活環境の改善、学習環境の改善のために行う整備に対して助成するものでございます。

17の施設から、冷蔵庫の購入あるいはエアコン、パソコンの整備、遊具の設置等に関する申請がっております。補正額は1,567万3,000円で、このうち2分の1を安心こども基金、残り2分の1は国の地域活性化臨時特例交付金を充てることとしております。

次の2番、この通りのゆりかごについて、県で設置した検証会議で議論していただいておりますが、この通りのゆりかごに関連しまして、ゆりかごをテーマとしたシ

ンポジウムを県において開催するものでございます。

検証につきましては、11月下旬には最終報告を出す予定となっておりますが、ゆりかご事例から見えてきました課題を議論するシンポジウムを開催し、子供への支援のあり方を全国に発信してまいりたいと考えております。補正額は99万8,000円で、全額安心こども基金を財源としております。

以上によりまして、7,461万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、説明資料の8ページと9ページをお願いいたします。

安心こども基金条例の一部改正について御説明いたします。

現在、安心こども基金を財源としまして、各種事業を実施しております。また、今御説明いたしましたとおり、今定例会でも補正予算をお願いしているところですが、その設置根拠は、ことし2月の定例会で議決いただきました熊本県安心こども基金条例となっております。

この基金は、国の子育て支援対策特例交付金を原資としまして、昨年度末に19億8,500万円を造成しておりますが、この基金を財源とします事業は平成22年度末までとされており、精算期間を考慮しまして、この条例は平成23年末に失効することとしておりました。

今年度、同じ国の交付金によりまして、基金額約21億円を積み増しいたしましたが、今年度分の交付金に盛り込まれました各種事業の中で、平成26年度末までを事業期間とするものが含まれておりました。このため、基金事業の終期を延長いたしまして、事業期間を平成26年度まで、さらに、精算期間を考慮いたしまして、27年末までと変更する必要が生じたので、このたび、この条例の4年間延長をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室の江口でございます。説明資料の5ページをお願いいたします。

まず最初に、老人福祉費でございます。

右側の説明欄の1、認知症地域支援体制構築等推進事業でございますが、市町村が実施するモデル事業につきまして、当初は5市町村にやってもらうことを想定しておりましたけれども、実際に各市町村に意向調査をしたところ、7市町村から事業実施の希望があったため、事業実施に要する経費について増額補正を行うものでございます。

具体的に、7市町村については、玉名市、菊池市、合志市、西原村、八代市、水俣市、錦町の7つでございます。

次に、2の介護職員処遇改善交付金事業でございますけれども、6月補正において予算を計上させていただいたものについて、その交付金の支払い事務を国民健康保険団体連合会へ委託して実施することとされました。そのため、その委託費等に加え、事業実施に要する経費について増額補正を行うものでございます。1,200万円余の増額補正を行わせていただきたいと考えております。

次に、老人福祉施設費でございます。

1の老人福祉施設整備費の老人福祉施設整備等事業でございますけれども、広域型の特別養護老人ホームの整備に対する助成について、現行計画への上乗せ整備等に対応するために増額補正を行うものでございます。21年度分の上乗せ整備といたしまして、広域型の特別養護老人ホーム130床の増床を計画しております。

また、今回の経済危機対策にあわせまして、1床当たりこれまで補助単価240万円でございますけれども、当初予算で計上しておりました20床も含めて、これを350万円に増額するというので、その分の予算を計上させていただいております。合計で4億

7,700万円余の予算となっております。

次に、2の介護基盤緊急整備等事業でございますが、小規模の介護施設や地域介護拠点の整備を推進する市町村、それからスプリンクラー整備を行う事業者等に対する助成について、6月補正後に追加要望等があった整備へ対応するための増額補正を行うものでございます。

具体的には、施設整備といたしましては、地域密着型の特別養護老人ホーム1カ所、認知症グループホーム2カ所、小規模多機能型居宅介護事業所3カ所といったものが施設整備分でございます。スプリンクラー整備といたしましては、有料老人ホーム18施設、それから広域型の特別養護老人ホーム15施設、合計で51施設に対するスプリンクラー整備を行うこととしております。

以上、高齢者支援総室の9月補正予算といたしまして20億1,000万円余を計上しております。

次に、説明資料の12ページをお願いいたします。

報告第8号財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明につきましては、お手元の別冊資料、経営状況を説明する書類、白表紙の方で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、20年度の事業報告でございます。白表紙の方の2ページをごらんください。

事業の概要につきまして、1から6まで記載をいたしておりますけれども、各事業の詳細につきましては、3ページ以降で主なものについて御説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。

2の(1)熊本さわやか大学校の開講でございますが、高齢者の生きがい再発見や高齢社会のリーダーづくりなどを目的といたしまして、熊本さわやか大学校を開講しております。平成20年度は、熊本校、八代校合わせて

192名の方が卒業されておまして、平成4年度以降、累計では2,900名の方の卒業生を輩出しております。

4ページをお願いいたします。

(2)の高齢者スポーツ・文化の集いでございます。

これは、ねんりんピックへの熊本県派遣選手の選考会といたしまして、スポーツ、文化の交流大会、合計18種目を開催しておりますのでございます。県内各地から約3,000名の高齢者の方々に御参加をいただいております。高齢者の生きがい健康づくりにつながっているところでございます。

5ページをお願いいたします。

3の(1)熊本さわやか知恵袋活用システムの運営でございます。

高齢者の知識や経験を地域社会に還元することを通して、高齢者の生きがいづくりを促進するため、熊本さわやか知恵袋活用システムを運営しております。

具体的には、知恵袋として登録していただいた高齢者の方に、地域における各種イベントへの参加や公民館、老人福祉施設等への慰問を行っていただいております。平成21年3月末現在で302名の方、24グループに登録をいただいております。このシステムの運用を通じまして、高齢者の方の生きがいづくりにつながっているところでございます。

6ページをお願いいたします。

5の(1)でございます。高齢者及びその家族の抱えるさまざまな問題や悩みごとについて相談に応じるため、高齢者総合相談センターを運営しております。年間2,500件を超える相談をお受けしているところでございます。

(2)の高齢者無料職業紹介所の運営でございます。

高齢者の就労機会の拡大を図ることから、県内の各地域振興局に専門の相談員を配置し、職業紹介とともに職場開拓等も行い、き

め細かい支援を行っているところでございます。

なお、平成20年度は、過去最高となる595名の高齢者の方が就職に結びついたところでございます。

次に、6の介護実習・普及センター運営事業でございますが、一般の県民の皆さんへの介護知識、技術等を習得していただくための講座を開講しております。昨年度、2,684名の方に受講をいただいております。

続きまして、9ページに平成20年度の決算を掲げております。

決算額の欄をごらんいただきまして、ちょうど中段になりますが、事業活動収入計のところをごらんください。これが収入の総額になりますけれども、その決算額が1億975万7,129円でございます。

次に、下段の事業活動支出でございますが、下から6段目の事業活動支出計のところをごらんください。1億1,113万1,561円でございます。

事業活動収支差額は137万4,000円のマイナスとなりましたけれども、前期からの繰越金1,817万5,000円がございましたので、決算額は黒字となっているところでございます。

一番下の欄に、次期繰越収支差額を掲げております。1,680万1,053円を平成21年度に繰り越しております。

次に、13ページ以降に本年度の事業計画を掲げております。

本年度も、おおむね昨年同様の事業を実施予定となっております。

次に、17ページに本年度予算を掲げております。

財政再建戦略に基づく各種事業予算の見直しによりまして、県から財団への補助金、委託料収入を、前年度に比べ約1,060万円削減しているところでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○前田障がい者支援総室長 障がい者支援総室前田でございます。説明資料の6ページをお願いいたします。

精神保健費でございます。(1)(2)の事業とも、地域自殺対策緊急強化基金による事業でございます。

まず(1)の対面型相談支援等事業でございますが、県や熊本市が設置しております消費生活センター、また、市町村が実施しております失業、倒産、多重債務等の相談におきまして、相談者の中には心のケアを必要としていらっしゃる方が見受けられます。相談会等におきまして、臨床心理士を派遣し、心の健康相談を行うこととしており、そのための費用として464万7,000円をお願いしております。

(2)の人材養成事業でございますが、自殺防止のための人材の養成といたしまして、県や市町村の保健師、医師等の医療関係者、民生委員等の福祉関係者を対象とした研修会を行うこととしており、そのための費用として662万円を計上させていただいております。

以上、1,100万円余の増額補正でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室の倉永です。資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、説明資料の7ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費ですが、37億9,000万円の補正を計上しております。

内容としましては、右側説明欄をごらんいただきたいと思います。保健医療推進対策費としまして、医療施設耐震化臨時特例基金の事業26億円、それから医療施設耐震化整備事業11億9,000万円の2つになっております。この2つの事業とも、国の補正予算の経

済対策に係るものです。

まず(1)の医療施設耐震化臨時特例基金事業ですが、県内の災害拠点病院、それから救命救急センター及び2次救急医療機関が行います耐震化を目的とした新築や増改築等を支援するために、県に設置をします熊本県医療施設耐震化臨時特例基金に国の医療施設耐震化臨時特例交付金を受け入れるものです。

次に(2)の医療施設耐震化整備事業ですが、2年間の事業として取り組むこととなっております。平成21年度分として、耐震化整備の医療機関として指定を受けた指定医療機関が行う耐震化整備事業に対する経費を、基金から取り崩して助成するものです。

補正の額につきましては、額が確定していませんでしたので、仮置き的な設定を行っております。9月4日に国の方から交付金の内示がありまして、41億8,000万円余の内示を受けております。12月の補正で、増額の上で調整を行うこととしております。

次に、保健師等指導管理費ですが、2,100万円余の補正を計上しております。

内容としましては、右側の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、看護行政費としまして、看護師養成所等運営費補助事業1,900万円余と看護行政一般事業(第7次看護職員需給見通しの策定)200万円余となっております。

まず(1)の看護師養成所等の運営費補助事業ですけれども、民間の看護師等養成所の運営費に対する助成としまして、平成21年度の当初予算では新設校が2校加わりましたけれども、既設校分として予算措置をいたしました。

新設2校につきましては、養成所指定申請の中で、収支予算及び向こう2年間の財政計画に補助金収入が計上されていなかったため、開校から2年間は補助をしないということといたしました。

新設2校につきましては、実践能力の高い

看護師養成を目指したカリキュラム改正が予定されておまして、それへの対応が求められるために準備を進めておられましたけれども、平成20年12月25日付の養成所指定承認の際の国からの指導によりまして、実習指導教員の導入など新たな対応が必要となり、人件費が大幅に増加するなど、運営が非常に厳しくなったことから、当初予算編成後の平成21年3月に補助金申請の申し出がありました。

県の方で検討しました結果、看護師養成所が国の指導に沿った運営を安定的に行うには、補助事業の公平で中立的な執行を行う必要があること、また、養成所で学ぶ学生の立場の平等性からも、補助金による助成はやむを得ないと判断をいたしました。そこで、現行の運営費補助の枠組みで別途財源を確保しまして、新設校に対して、既設校同様の基準により補助を行うこととするものです。

次に(2)の看護行政一般事業(第7次看護職員需給見通しの策定)ですが、看護職員の需給見通しにつきましては、国の方で、これまで5年ごとに通算6回にわたり策定をされてきておまして、現在、平成18年から22年の第6次の需給見通しに基づき、看護職員の確保等に向けて取り組みが行われております。

今回、国において、看護職員の確保問題が喫緊の課題となっております。早急な対策が求められておるということもあり、需給見通しの作業を1年間前倒して実施することになりました。年度末までに中間取りまとめを行い、順次諸施策を講じ、予算措置を伴う対策については、平成23年度の要求に盛り込んでいくことを予定されております。

従来は国の委託事業として実施してききましたけれども、今回は前倒しで実施することになりましたため、看護職員確保対策の特別事業として、全額国庫負担により実施をするものです。

次に、条例制定の関係です。説明資料の10ページ、11ページをお願いいたします。

先ほど補正予算のところでお説明いたしましたけれども、平成21年度から22年度までの間、医療施設耐震化臨時特例交付金を医療施設の耐震化を促進するために必要な経費に充てるため、基金を設置する必要があり、そのための臨時特例基金条例を制定するものです。

医療政策総室に係る分は以上でございます。どうぞ御審議よろしく申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、環境生活部の方に移りたいと思います。

まず、駒崎部長から総括説明を行っていただき、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 おはようございます。

環境生活部の議案の概要について御説明申し上げますが、着座をさせていただきます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係2議案、条例関係1議案の合計3議案でございます。

第1号議案の平成21年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額13億5,100万円余の増額補正をお願いいたしております。

主な内容は、経済対策関連事業としまして、1つ目に、国の補助金を財源として既存の熊本県環境保全基金へ積み増す事業と、その基金を財源として実施する4事業、2つ目に、住宅用太陽光発電システム導入の普及拡大に向けたくまもとソーラー普及拡大事業の増額分でございます。

ほかに、債務負担行為の設定として、海岸漂着物等調査業務の200万円をお願いいたしております。

また、第4号議案の専決処分の報告及び承認についてでございますが、6月補正予算成立後に生じた熊本県一般会計予算を補正する知事専決処分の報告及び承認についてでございます。

内容は、6月補正予算で計上いたしました住宅用太陽光発電システム導入の普及拡大に向けたくまもとソーラー普及拡大事業補助金の申請件数が予想をはるかに上回ったことから、1億6,200万円の増額補正を行ったものでございます。

これらの議案によりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして268億2,400万円余となります。

このほか、熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況についてなど、9件について御報告させていただくこととしております。

最後に、水俣病対策につきまして、最近の状況を御報告申し上げます。

去る7月、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立いたしました。今後、政府が、一時金や療養手当等の支給に関する救済措置の方針を定めることとなります。

県としては、多くの被害者の方々の御理解が得られる方針の策定を急ぐべきであるという、そういう姿勢のもと、今まで以上に地元の声を丁寧に伺ってまいります。また、既に報道されておりますけれども、早速あす、知事が環境大臣に対して、方針の早期策定などを働きかけることとしております。

水俣病被害者の一日も早い救済のため、今後とも精いっぱい努力してまいりますので、県議会のより一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

以上が今回御提案申し上げます議案等の概要でございますが、詳細につきましては関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○園田環境政策課長 環境政策課の園田でございます。着座のまま説明させていただきます。説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、6月補正予算成立後の一般会計補正予算に係る専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

環境政策課分で1億6,200万円の増額補正でございます。

専決処分の内容は、エネルギー対策費のくまもとソーラー普及拡大事業でございます。住宅用太陽光発電システムの普及拡大を図るため、6月補正で1億7,577万円余を計上しておりましたが、想定をはるかに上回る申請がございまして、9月補正成立までに不足することが想定されます1億6,200万円の増額補正を行ったものでございます。

なお、当事業の財源は、すべて国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用したものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

環境政策課分の補正予算につきまして御説明申し上げます。いずれの事業とも経済対策関連事業となっております。

まず、計画調査費について、エネルギー対策費としまして2億1,034万8,000円の増額補正を計上いたしております。

内訳といたしましては、先ほど専決処分で増額をいたしましたくまもとソーラー普及拡大事業に、さらに2億1,034万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。その結果、当事業の事業費は5億4,812万6,000円となります。

次に、公害対策費について、1の環境保全基金積立金としまして9億5,000万円の増額補正を計上いたしております。

内訳といたしましては、国の地域グリーンニューディール基金を既存の環境保全基金に受け入れて積み立てるものでございます。

次に、2の環境政策推進費としまして、1億7,000万円の増額補正を計上いたしております。

内訳としましては、先ほど説明いたしました地域グリーンニューディール基金を活用し

た使途事業ということで、公共施設等の省エネ改修等を行う市町村への助成を行うための経費でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

第10号議案熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。内容の説明は、22ページの概要を記載した資料で説明いたします。

条例制定の趣旨及び内容でございますが、先ほどの補正予算で説明をいたしました国の地域グリーンニューディール基金を既存の環境保全基金に受け入れまして、各種事業を実施するために基金条例の関係規定について整備を行うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。着座のまま御説明申し上げます。17ページをお願いいたします。

公害規制費の補正でございます。右側の説明欄をごらんください。

公害監視調査費の財源更正、24万円をお願いしております。

内容は、21年の4月に土壤汚染対策法が改正されまして、来年の4月から汚染土壌処理施設による汚染土壌の受け入れが始まりますが、これに伴う営業許可に係る法改正が本年10月下旬から施行されます。これを受けまして、県に許可申請がなされることに対応する手数料の新設に伴うものでございます。

水環境課は以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。18ページをお願いいたします。

環境整備費につきまして、1,676万1,000円の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄の1の一般廃棄物等対策費でございますが、(1)及び(2)ともに海岸漂着物

関連の新規事業でございます。

まず(1)の海岸漂着物対策推進協議会運営及び地域計画策定事業は、海岸漂着物処理推進法の制定を受けまして、本年度協議会を設置、運営し、また、本年度から来年度にかけてまして海岸漂着物の状況等の調査を実施し、地域計画を策定するための経費でございます。246万1,000円を計上しております。

(2)の海岸漂着物等回収・処理事業は、海岸管理者が行います海岸漂着物等の回収処理に関する経費として、県実施分及び市町村補助分として1,350万円を計上いたしております。

次に、2の産業廃棄物対策費でございますが、新規事業といたしまして、微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業80万円を計上させてもらっております。

事業者が保管しております廃電気機器等の微量PCB含有検査費用の一部を助成し、支援するものでございます。

以上、御説明申し上げました事業は、地域グリーンニューディール基金を活用して、平成23年度までの3カ年にわたる事業として予定をしておるところでございます。

19ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、海岸漂着物等調査業務200万円の設定をお願いしております。

これは、先ほど御説明申し上げました海岸漂着物対策推進協議会運営及び地域計画策定事業の実施に伴い、県内の海岸漂着物の状況等に関する調査を実施いたしますが、その調査経費のうち平成22年度分の委託料でございます。

以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課の寺島でございます。説明の方は着座をさせていただきます。資料の20ページをお願いいたします。

公害保健費として443万3,000円の増額補正をお願いしております。

その内容についてですが、右側説明欄にありますとおり、国からの交付金の額の確定に伴う国庫支出金返納金でございます。これは、昨年度の公害健康被害補償給付事務費交付金におきまして、当初見込みより実績が下回ったことによります精算返納金でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○小杉直委員 2ページと3ページについてお尋ねしますが、最初は2ページの生活福祉資金貸付事業費の新設、この見直しというのがどういうところを見直すのか、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○古森健康福祉政策課長 まず、現行の制度でありますと、貸し付けの種類が10種類でございました。それを4種類に簡略化いたしております。例えば、簡略化した後の資金の種類としましては、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金という、その4種類になっております。現行でいきますと、この総合支援資金の中には、離職者支援資金とそれから自立支援対応資金というのがございまして、その分が総合支援資金という、その中に一緒になされております。

借るときに、離職者支援資金とか、自立支援対応資金とか、それぞれ細かくこの資金を借りたいということで申請する必要があったのですけれども、それが総合支援資金ということで申請をしていただいて、その中でその貸し付けの審査ができるというか、そういう形でそれぞれ、例えば福祉資金におきまして

も種類が5つほどあるんですけれども、それを福祉資金ということで1本で受け付けて、そこで貸し付けをやる検討ができるという、そういうような状況になっております。

○小杉直委員 10種類を4種類にまとめたのですが、そのメリットというのはどういうところになるとですか。

○古森健康福祉政策課長 まず、申請をされる方が、こういう資金を借りたいという意図がございましたときに、最初は本人が細かく、例えばいろいろ10種類ある中の離職者支援の資金を借りたいとか、細かい整理をしなくて受け付けができるというか、それがまず一番のメリットでございます。

○小杉直委員 わかりました。

次に、3ページのホームレスの緊急一時宿泊事業等々ですが、県の方にも巡回指導員はおるんですか。

○坂田社会福祉課長 現在は巡回指導員は置いておりません。熊本市が3名配置いたしておりますけれども、今回、この事業で1名配置する予定でございます。

○小杉直委員 私も、熊本市の巡回指導員とは何遍か現場で会うたことがあります、県の方はいなくて、今度1名を設置する。その役割は、どういうことをさせるわけ。

○坂田社会福祉課長 ここに書いてございますけれども、健康状態の悪化防止といいますか、ホームレス状態の中で体を害したとかあるいは失職して住む家がない方を、こういった形で——シェルター事業と言いますけれども、ここに連れてくるというようなことですね。その緊急保護のためのそういった活動ですね。

それと、やはりここに来て、一応3カ月の期間、無料でそういったものを提供するという形になっておりますけれども、自立のためのいろんな就職活動といいますか、そういったものを応援していくということでございます。

○小杉直委員 熊本市の3名の人は熊本市を中心に回っておりますが、県の1名というのは、県内全域を回らせるとですか。それとも、あわせて熊本市の巡回指導員との連携はどやんふうに考えておられるとですか。

○坂田社会福祉課長 今回の事業は、熊本市と連携してやるというようなことで、熊本市は、同じようにこの事業を今回新規事業で行っております。もう既に10月1日からやっております。私どもは、エリアを分けてといいますか、熊本市は、その事業で熊本市エリアをやっていた、私どもの方は、熊本市以外の郡部について事業を受け持つということにいたしております。

○小杉直委員 わかりました。

○早田順一委員 今ので、同じ3ページでホームレスの件なんです、現在、県内でホームレスまたはホームレスになるおそれのある方というのは、実態的には何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○坂田社会福祉課長 直近の調査、これは毎年国の方が、平成14年にホームレスの自立支援に関する法律といいますか、特別措置法——10年の法律ですけれども、定めております。その中で、毎年1回調査をするというようなことになっております。

それで、直近ですが、ことしの1月に全国調査を行って、県内調査もやっておりますけれども、その中でホームレスの方が県内で73

名、ほとんどが熊本市でございまして、51名が熊本、7割ぐらいに相当するかと思います。それ以外に、八代、荒尾、宇城、城南、そういったところにおられるということです。

ホームレスになられるおそれの方というのは、なかなかそれについては今把握しておりません。

以上でございます。

○早田順一委員 ここで予算計上をされていますけれども、こういった住宅の手当とか、こういうのがございますが、例えばホームレスの方が——今このような緊急経済対策というか、景気の悪化でいろんな対策がされていますけれども、人数がふえた場合には、またこの予算というのはふえるのでしょうか。

○坂田社会福祉課長 現在、この予算ですけれども、国の指定する方法に基づいて681人分の手当を想定して計上いたしております。この数字が、平成17年の完全失業者というのは、雇用関係を示す数字がございまして、県内で5万5,000人、それから、私どもが対象とします町村部が1万1,449人ございます。それに、住宅を持っているとか、今回の手当の対象にならない方とか、それから申請率、そういったものを掛けて一応681人の予算を組んでいる。それと事務費というようなことです。

どのくらい申し込みがあるか全く予想できないんですけれども、なるべく多くの方に利用していただきたいというようなことで、今後広報あたりを積極的に取り組んでいく必要があるのかなと思います。ただ、ふえた場合は、これはもう全額国庫ですので、改めてまた国の方に増額申請をしたいというように思っております。

○早田順一委員 じゃあ、特別にふえた分を

県で補てんするとか、そういうのはないということですね。

○坂田社会福祉課長 これは全額国庫になっていきますので、国の方をお願いするという形になるかと思います。

○鎌田聡委員 ちょっと関連する部分がありまして、今の住宅手当緊急特別措置事業と、2ページの先ほどお尋ねのあった臨時特例つなぎ資金貸付事業、これも住居喪失に係る部分で、これは県社協でやられる部分ですけれども、この大きな違いがよくわからなくて、どこがどう違うのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○坂田社会福祉課長 私どもの方は、あくまで家賃の月額を支給するというようなことです。実際、家を借りる場合は、これにプラス敷金とか補償金とか、いろいろ初期費用がかかります。こういったものについては、40万円の範囲内で、こちらの生活福祉資金の総合支援資金ですか、こちらを借り入れられる。それから、この手当が決定するまでの間、若干時間がかかりますけれども、その決定するまでの間は10万円のつなぎ資金ということをつないでいただくと。今回の施策は、こういった生活福祉資金とセットになっているという状況でございます。

○鎌田聡委員 わかりました。じゃあ交付決定前が2ページで、交付決定後が、家賃が決まって家が決まった後が下になるということになるんですかね。

○古森健康福祉政策課長 今鎌田先生がおっしゃったとおりでございます。

この制度につきましては、いわゆる公的資金の交付決定前というのが臨時特例つなぎ資金を活用していただくと。あと、今ありまし

た住宅手当とそれと生活福祉資金、それとあと1つ、これは国の方のハローワークの方でやるんですけれども、就職安定資金融資というのがございまして、その分がセットになって動くというシステムになっております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○佐藤雅司委員 また戻りますが、2ページの生活福祉資金の貸し付けについてお尋ねいたします。

まず、利率が下がったということですが、幾らに下がったのかということと、それから緊急支援再編事業ということですが、先ほど小杉委員の方からお話がありましたけれども、どうもそこら辺がちょっと納得できませんね。もちろん経済が落ちたと、大不況になったからということもあるでしょうけれども、これまで、例えばこれは民生委員さんがたしか中で介在していると思うんですね。そういった流れといいますか、流れみたいなもので少し時間が、手間がかかり過ぎるといふ部分はなかったのかということと、それから貸付原資について、私が聞いておるところでは結構余っているというようなことを聞くわけですが、そこらあたりはどうかという、3点についてちょっとお尋ねいたします。

○古森健康福祉政策課長 まず、利率の関係でございまして、従来は3%の利率でございました。これは保証人をつけて3%という利率でございまして、今回、保証人がいない場合でも借りれるようになっております。保証人がいない場合には、1.3%から1.5%に下がっております。それから、保証人がいる場合は、3%から無利子になっております。利息については、そういう形で下が

ってきております。

それから、あと民生委員の方の関係でございまして、この生活福祉資金を貸し付けるとき、先生からお話がありましたように、民生委員がその日常の状況調査といいますか、それは、借りた方々のところに調査に行くというときに、きちっとする対応をなさいと、その調査を受けることというのが貸し付けの条件の中に入っております。それで、民生委員の方が、それぞれの状況を確認しながら、今の状況というか、それと貸し付けを受けたときの、きちっとその目的どおり活用しているかというところ、まあ細かいところまでは難しいと思いますけれども、そういうような状況調査というか、そういうのはなさっておる状況でございまして。

それと、あと貸し付けの原資の関係でございまして、貸し付けの原資は、確かに今の資金の関係でいきますと、現段階ですが、生活福祉資金としましては37億余の原資がございまして、それと、離職者支援資金というのがまた別に現行の分であるんですけれども、その分が13億の原資というのを持っております。

ただ、今回、そういう貸付原資で5億3,000万ということで、新たに国の方から――これは国の10分の10なんですけれども、それにつきましては、特に離職者の方が相当ふえる、今でも厳しい経済状況でふえてくるということを想定しまして、その分について、その5億3,000万というのを10分の10で国庫の方からつけていただくということになっております。

それと、さっき言いましたように、無利子、保証人がいなくても貸し付けが可能だということになりますので、そういう意味では、いわゆる貸し倒れというそのリスクが相当高いだろうということで、その分については、そのリスクに対応する分ということでの欠損補てん積立金ということで、6億1,000

万というのが来ているという状況でございます。

○佐藤雅司委員 これは要望でいいと思いますが、非常に以前からずっと原資が結構あるというふうに聞いておりますので、その辺の活用というやつを——どうも審査が厳しいとか、審査に手間取るとか、そういった話を聞くんですよね。そうした迅速化というやつをやっぴりしっかりしていかなと、本当の緊急の支援にならないんじゃないかなと、そういうふうな感じがいたしておりますので、そこはしっかり指導していただきたい。要望です。

○池田和貴委員長 よろしいですか。

○佐藤雅司委員 はい。

○池田和貴委員長 じゃあ、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 2ページで、これに関連ですが、気になるのは、国の今の動きで、むだな事業をどれだけかということで精査されているようですが、私は、この福祉関係の面までは行かないとは思いますが、もしかしたら、やっぱり緊急にそれぞれの対策が盛られた一つですので、こういうことについての見直しや点検というのが指示としておりにきていのかどうか。これは、健康福祉政策課だけじゃなくても、全体にあるかもしれませんが、行きがかり上、課長に。

○古森健康福祉政策課長 今ありました話につきましては、見直しの指示というか、そういうところはあってございません。

あと、基金が、例えば6月補正で187億、それから、今回もたしか医療施設耐震化臨時

特例基金で26億ですか、お願いしているところなんですけれども、それにつきましては、一応今のところは見直し対象ということにはなっていないというようなことで伺っているところでございます。まだ最後どうなるかというのはいわかりませんが、そういうふうな状況であると理解しております。

○岩中伸司委員 ずっと積み上げて3兆円を出すとかいろいろ言われているけれども、2兆円ぐらいしかないということなので、他の部署も絡めて、それはいいですかね。どなたか、部長さん、環境生活部、健康福祉部、それぞれ。

○池田和貴委員長 じゃあ、健康福祉部長からお願いします。

○森枝健康福祉部長 健康福祉部所管のやつは、今ちょっと課長から話がありましたけれども、現時点ではそういう話はありません。介護とか医療の充実なので、言葉としては伸ばすべき分野というふうに考えております。

○駒崎環境生活部長 環境の方も、民主党の政策にも沿っている部分が相当多いでございますので、特段の指示等はございません。民主党といいますか、新政権の。

○池田和貴委員長 岩中委員、よろしいですか。

○岩中伸司委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 7ページの医療政策総室にお尋ねをいたします。

医療施設耐震化の件でございますけれども、一応今回が助成で11億9,000万上がって

おりますけれども、大体何棟分ぐらいの予算なのかということですね。とりあえず、ちょっとお願いします。

○倉永医療政策総室長 この分につきましては、まだ仮置きですので、具体的な分ということではまだ積算をした状態にはなっておりません。ただ、一応、一医療機関が耐震化の分で行うというふうにした場合のときの想定をした分で上げているだけです。今のところ、この分についても21年度と22年度で対応するようにしていますが、事業計画の提出があつていところで、今年度動きたいというふうに希望があつている部分のところ、5カ所ぐらいが今そういう予定になっておりますので、その辺の分につきましては、今後の作業を進めていく中で整理をしていくということで対応したいと思っております。

○早田順一委員 今5カ所ぐらい申し込みがあつているということでございますけれども、熊本県の全体として、多分これぐらいのお金ではカバーはできないと思っておりますけれども、その耐震化率というか、そういうのは把握はされているんでしょうか。

○倉永医療政策総室長 耐震化率といいますと。

○早田順一委員 病院で耐震診断とか多分してあると思うんですけども、そういうのがどれぐらい県内に耐震工をしなきゃいけない——新しくじゃないですよ。新設じゃなくて、そういう病院の施設があるのかどうかですね。

○倉永医療政策総室長 一応、そこまで厳密な分についての把握は難しいんですが、今回、この事業の取り組みに当たっていろいろなところから報告をいただいております

が、その内容につきましては、その辺の率の部分については、ある程度情報が整理できたかなとは思っております。まだ完全ではありませんけれども。

○早田順一委員 そのパーセントというのはまだわからないんですかね。

○倉永医療政策総室長 そこまでの分はちょっとまだ厳密には整理できていませんけれども、一応整理はしていきたいと思っております。

○池田和貴委員長 整理していくということは、大体県内の医療機関の中で何%ぐらいがされていないかというのは、調べていくということでもいいんですかね。

○倉永医療政策総室長 はい。

○藤川隆夫委員 これは主に公的病院の耐震化というふうに考えていいのか、それとも一般の民間病院まで含めて考えているのか、それはどうなんですか、調べるというのは。

○倉永医療政策総室長 一応、全部調べたいなと思っております。通常の補助の部分の仕組みの分もありますので。

○鎌田聡委員 今のやつで、これは耐震化整備指定医療機関というのが幾つかあつて、それでこれは予算を組んであるんでしょう。

○倉永医療政策総室長 いや、指定はまだこれからになりますので。

○鎌田聡委員 じゃあ、この数字の根拠というのは、何か根拠があつてこの予算が組まれているんですよ、額も。

○倉永医療政策総室長 一応、それぞれの医

療機関の方から事業計画を出していただきまして、今回対象になる医療機関が一応限定された分がありますので、その部分での、申し出があっている分を含めた分として今整理がされているという、そういう形になっております。

今後の対応につきましては、こういった形で配分していくのかという方針も含めましてこれからの作業になりますので、その辺も踏まえながら、それと、内容的に見て県の方での審査会の方で医療機関を選定する形になりますので、その辺の作業の分を踏まえて対応していくということになります。

○鎌田聡委員 これも基金事業でやる部分だと思いますけれども、やはり県としてこれだけの耐震化をやらんといかぬと、それでこの分は必要なんですよというきちんとした根拠がなければ、非常に今の基金の見直しとか国から召し上げられるという話も、まあ今回はないということですが、やはりそういったきちんとした数字的な積み上げで——もしかしてそういった事態になったときに、国とも交渉せなんわけですよね。そこはやっぱりきちんと持っとくべきだと思いますので、そこは急いで対応されるべきだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森枝健康福祉部長 最後のところ、私の方で補足させていただきたいと思ひますけれども、最初の説明の中で、災害拠点病院とか、救命救急センターとか、2次救急医療機関の話がありましたけれども、一応希望をとったところ、希望はかなり多いといひますか、予算をかなりオーバーする状況にあります。全国的にはどうかわかりませんが、全国の予算の額があつて、26億円という、そのものはそういう一つの比率でもってとりあえず計算をして予算計上させていただいておりま

すけれども、それをかなり上回る状況でございましたので、そういう要望を国の方に上げてまして、内示の段階ですけれども、26億円を上回る額はきておりますので、そこは次の補正でさせていただくということで、最初総室長からの説明で申し上げましたけれども、一応そういう状況でございます。

○早田順一委員 今部長から、多分予算が足らなくてオーバーするだろうということだったですね、今言われたのが。どういう基準とか、どういう審査でされるかはちょっとわかりませんが、これは公表はされるわけですね、どういう基準で選びましたという公表は。

○森枝健康福祉部長 はい、それは公表する予定にはしております。

○早田順一委員 後からいろいろ問題がないように、しっかり公表をお願いします。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 この遺家族等の援護費なんですけれども、戦没者の特別弔慰金等の審査に必要となる死亡診断書の抽出とあるんですけれども、これはもうひとつちょっと意味がわかりづらいですけれども、もう亡くなった方の死亡診断書なわけでしょう。だから、戦争で亡くなったというのが証明されていれば、死亡診断書まで要るのかどうか、その付近がもうひとつわかりづらかったので、説明をお願いします。

○坂田社会福祉課長 特別弔慰等には、戦争病者、軍属あるいは準軍属の方に対しまして障害年金というのがございます。こういった方は、戦後、そういった傷を負いながら生き

て、そういった年金をもらっているといえますか、その方が亡くなられた場合に——亡くなられた直後ですと、当然死亡届に診断書を添えて町村の戸籍を除籍というか、手続をするんですけども、今になってそういったもらえるといえますか、遺族年金をもらえたというのが——当時、結局知らずに、今になって申請されるという方がいらっしゃるわけですね。そういった場合に、これは公務死とか、あるいは勤務関連死、それから平病死といえますか、その死亡の原因によって年金額が変わってくるわけです。そのために、市町村あるいは法務局に保管している死亡診断書といえますか、それを見て、その障害の程度といえますか、年金の程度を見ていくということで、保存期限は27年ですけども、その後何回となく厚労省の方から法務省の方に要請がありまして、ずっと保存いたしております。

ところが、保管がもういっぱいになっておりまして、限界に来ているということで、今回はその中から、いろいろ出生届とか婚姻届がございまして、死亡診断書のついた死亡届だけ抽出してといえますか、今回整理するというごさいます。

○藤川隆夫委員 一応話はわかりましたけれども、これは、行政側が直接ピックアップしながら見ていくのか、それとも申請があつて初めて見ていくのかというのは。

○坂田社会福祉課長 そういった遺族の方が申請される場合に、市町村でそういった死亡診断書を一緒につけていただいて申請することになります。

今回の作業は、私どもが町村に直接雇用してといえますか、お願いして作業をやるということになっています。

○藤川隆夫委員 ということは、行政の方

が、亡くなられた方たちを追いかけていて、対象者であれば、それを拾い上げてきてこれを出すというような話でいいんですかね。

○坂田社会福祉課長 この申請については、やはり戦争の犠牲者ということで、実際7年間というような時効がありますけれども、その辺理由があれば大目に見るということで取り扱いになっていますので、そういった申請があれば裁定するという形になると思うんです。

○小杉直委員 環境生活部にいっちょ聞きましょうかな。

水環境課長、17ページ、公害監視調査費、これは財源更正ですばってんが、これに関連してちょっとお尋ねします。

熊本の水というのは、熊本の宝ですけんね。今後、新幹線を迎えたり、あるいは観光振興、誘致企業等のためには非常に重要な位置を占めるわけですが、最近、民間のセミナーに行ったところが、根拠のない言い方ではありましたが、熊本のみならず、全国の地下水には結構細菌が多いというふうな話がある中であつたわけですね。

この地下水質監視事業とここに書いてありますが、熊本は8割方が上水道に地下水を使っているということになっておりますが、熊本の地下水のそういう検査状況はどういうふうになつておりますか。

○小嶋水環境課長 今小杉委員の方から御質問がございましたけれども、大きく分けて2つあるのかなというふうに思います。1つは、原水、これは地下水が地表に出てきます段階で、湧水という形で地表に顔を出してくるわけですけども、その地表に顔を出してきたときの原水の状況がどうなっているかと。

この原水につきましては、今先生がおっしゃっておられますように、いわゆる一般細菌とか、あるいは場合によっては大腸菌とか、そういう原水の中にはいろんなものが含まれているかと思えます。

あと、水道水源という形で飲みます水道水ということになりますと、これは当然原水を浄水しておりますので、飲み水につきましては基本的には大丈夫と。これはかなり水道法の中で厳しい基準がございますので、そういった形で原水と浄水ということで2つに分かれると思えます。

それと、後段の熊本の地下水、これはもう水質につきましても、御案内のとおり、大変すぐれた地下水ということになっておりますけれども、全体として、やはり水質につきましても、近年は硝酸性窒素の濃度が上がってきたりとか、そういう水質が少し心配されるような状況が——これは全国的にそうでございますけれども、出てきておまして、これにつきましては後ほど報告の中で詳しく御報告するようにしておりますけれども、今一生懸命対策をとっているところでございます。

○小杉直委員 よくわかりました。

関連して1つ、コンビニあたりにペットボトルで水が売ってあるですたいな。熊本を含め、外国製も含めて、あれの水質検査というんですか、それはどうなっておりますかな。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

私どもの方で、水を含めまして食品の検査を実施いたしております。重点的に取り組んでいまして、その品目の中でそういったペットボトル等についても、対象に加えて実施する体制になっております。

○小杉直委員 最後に確認ですが、市民感覚でいくと、我々もそうですけれども、コンビニ

ニに行ってペットボトルの水を買いますね。あれはもうすべて安全ということでもいいんですかな。検査済みということでもいいんですかな。

○末廣健康危機管理課長 出荷時等の検査がされていることを前提でございますが、我々の方としましては、流通しているものについて抜き取り的な検査を実施していると、重ねて実施しているということでございます。

○鎌田聡委員 5ページですけれども、高齢者支援総室。

後段の老人福祉施設整備等事業で4億7,700万円ということございまして、私ちょっと聞き取り間違いかわかりませんが、老人福祉施設の整備を実施する社会法人等に対する助成ということで、1床当たり240万円が1床当たり350万円にということで、1床当たり110万円ぐらい上がっておりますけれども、これは何を根拠に上がったんですかね。

○江口高齢者支援総室長 もともと広域型の特別養護老人ホーム、30床以上になりますけれども、それに対する施設整備の補助は、県が直接社会福祉法人等の事業者に対して行っておりました。その際の補助単価が、これまでは1床1ベット当たり240万という単価でございまして、これを今回350万に増額をさせていただいたところですが、その考え方といたしましては、その5ページの資料の1(2)の介護基盤緊急整備等事業、これが経済危機対策において、国から県が交付金の交付を受けて県に基金を造成いたしまして、小規模の介護施設、地域の介護の拠点となるものについて、施設整備の補助を行っていくという事業ですけれども、この中の小規模の特別養護老人ホーム、これが29床以下になります。これが従前は国から市町村に対して直接交付金が交付されていたものですけれども、

その単価が従前1床当たり200万でした。これが今回の経済危機対策に伴いまして350万に引き上げられましたので、この広域型、比較的大規模の特別養護老人ホームの補助の単価についても、小規模の特別養護老人ホームの単価と同じ、350万にさせていただいたところでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、今回、小規模も上がって、それにあわせて大規模を上げるということになります。これは期間限定の助成額、3年間じゃなくて、もうずっとこの額ということになるんですかね。

○江口高齢者支援総室長 この基金事業が、平成23年度までという、とりあえず3年間ということになっておりますので、少なくともその3年間は、広域型の特別養護老人ホームについても、1床当たりの単価は350万でやっていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 かなり上げ幅が、助成幅が大きくなったので、非常に心配ですけれども、3年後どうなのかということで、またこれも状況等をやっぱり見ていかねばならないだろうというふうに思います。

引き続き、あと2点ほどよかですか。

あと、9ページ、安心こども基金条例の改正ということで、これが失効期限を23年の12月から27年の12月にするということですが、これは国の基金ですよね。これを受けて入れて県の基金でやっているの、すべてのやっぱり国から来ている基金は、3年間ですべて執行させんといかぬというような縛りがあったというふうに思いますが、これはそういった縛りは特にないんでしょうか。

○吉田少子化対策課長 安心こども基金につきましては、保育関係の施設整備ですとか、子育て支援、それから、今回、この期間延長

に係ります母子家庭向けの支援、もろもろの事業がございます。

基本的には、23年度までという事業が基本でございますが、この母子家庭向けの事業につきましては、実は詳細は、母子家庭のお母さん方が、看護師あるいは介護福祉士、こうした専門的な資格を習得されるときに学校に通われますが、それに対して、その期間給付金を支給するというものでございまして、その期間が最長ですと4年間ということでございます。

したがって、22年あるいは23年度入学された方も、この基金の期間が終わっても学校に在籍しておられますので、そうした卒業までの期間を対象にしようということで、今回期間の延長がなったものでございます。

したがって、全体の基金事業の中で、1種類の事業につきまして期間延長がなされましたので、今回延長をお願いするということになっております。

○鎌田聡委員 内容はよくわかるんですけども、私は、これまでの基金事業というのは、国が縛りかけてきて、期間もがちがちで、使い方もある程度がちがちですけども、このように状況と内容によってはそういった延長もでき得るということで、雇用の関係も、3年間と限定はありますけれども、少し状況が変わればまた状況も変えられと、県の段階で変えられるという理解でよろしいんですかね。

○吉田少子化対策課長 今、期間の延長について御説明いたしました。これは国の考え方といいますか、県独自ということではなくて、全国的にその種類の部分につきましては期間の延長ということで、全国一律延長するものでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

じゃあ、もう1点、環境政策課。

住宅用太陽光発電の助成がどんどんふえてきているということで、総額を合わせると5億4,000何ぼということだったですけども、それだけ普及というか、太陽光発電のニーズが高まっているということでもありますけれども、エコカーあたりは生産も追いつかぬで、納車が4月以降になるとかいうそういう状況ですけども、太陽光発電の方はどうなんですか。生産とか取りつけがいつまでにならぬとかいう、状況を教えてください。

○園田環境政策課長 住宅用の太陽光発電につきましては、全国のメーカー、実際に取り付ける工事をやるのは県内の電気店とか工事をするとところなんですけれども、確かに想定していました4倍とか5倍の今申請がとれまして、非常に取扱店ではちょっと悲鳴を上げているといいますか、確かに工事はおくれぎみでございます。

その関係で、今回、交付決定をしまして、支払いをした分は、割合からいきますとまだ少ない状況です。ただ、業者に聞きますと、まあ何とか大丈夫だと。3月までに取りつけをしていただかないと対象外になりますので、その辺は、今は立て込んでいて工事はおくれぎみだけれども、大丈夫じゃないかというような話を聞いております。

○鎌田聡委員 現状はそうかもしれませんけれども、今後やっぱりまたふえてくるという状況も想定されるんですよね。これは、じゃあ3月までに取りつけないといけないということなのですか。

○園田環境政策課長 一応、単年度事業ということでやっておりますので、国の方が1月29日までの申請ということで、国の方は3月じゃなくて2月までと工事の完了を認定しておりますので、県の方も国にあわせて実施し

ておりますので、今のところ3月ということも考えておりますけれども、現実的には2月末ぐらいで工事は完了していくんじゃないかというふうに考えております。

○岩中伸司委員 これは、私も、急増したということで、まあいいことかなと思うんですが、その急増の理由はどういうことでしょうか。

○園田環境政策課長 我々も、実は当初は、1億7,000万の6月補正だったわけですけども、3.5キロワットで1,400件ぐらいだろうというふうに思っておりました。それで、ひょっとしたら上がるんじゃないかというようなことも考えたりしとったんですけども、県だけじゃないんですけれども、国の方も電力の買い取り制度を11月から2倍にするというようなこともありまして、急速にやはり県民の間に環境に対する関心、太陽光発電、結局非常に有利になるものですから、そういう関心が高まってきたということと、特に業者といいますか、取り扱いする工事店が、非常にこういう時代の流れを受けて積極的にセールス活動を行ったということで、急速に浸透していったんじゃないかなというふうに思っております。

○岩中伸司委員 課長おっしゃるように、県民の意識が環境に対する意識として上がったのはいいと思うんですが、私はそうかなと思うんですね。本当に環境の意識じゃなくて、今つけとけば一番もうかるぞと、長か目で見ると、電気代を、単なる——本当失礼ばつてんが、やっぱりそういう経済的なそろばん勘定で駆け込みじゃなかつかなというふうな感じがしますが、どうですか。

○園田環境政策課長 確かに、我々の期待が環境に関心を持ってほしいということで考え

ているものですから、先ほどそういう話を申し上げましたけれども、現実には、確かに1件当たり約260万ほどかかるんですけれども、非常に高額だからなかなか普及しないんじゃないかなというふうに思っておりましたけれども、やはり今岩中委員がおっしゃいましたように、非常に有利な補助制度、国の方も1キロワット7万円の助成をしますし、県の方も3万5,000円の助成があります。それと、市町村も、特に熊本市も県と同じ制度を設けられましたし、そういうことで補助制度が充実したということで、ちょうどいい機会じゃないかなということもふえてきたんじゃないかなというふうに思っております。

○岩中伸司委員 確かにおっしゃるとおりかもしれませんが、今は260万といっても、私は非常に格差が広がっているというのは、これは極端に言えば、私たちがよく言う大企業と一般の労働者というこの格差ももちろんあるんですが、一般の勤労者の格差がかなり開いている。ホームレスも、何か熊本県に73人とかおっしゃったですね。荒尾もいるということもびっくりしましたが、私はちょっと見つけ出しとらんとばってんですね。やっぱり深刻ですよ、ある意味では。

そういう部分があって、260万といっても、一定の層だとすぐ飛びつくというのがあると思うんですね。私は、本当に疑り深いんですが、純粋に環境問題もあるけれども、プラスアルファすれば、今なら、おっしゃったように、補助がかなりあってということで、260万かかっても、これが実際は、1件補助が出れば、手出しはどれくらいになるんですかね。

○園田環境政策課長 大体平均しますと、国と県を合わせますと50万程度。また、市町村も補助制度を設けていると60万程度になるかと思えます。手出しは、60万程度の補助にな

りますので、200万か200万ちょっと切る程度じゃないかなというふうに思っております。

○岩中伸司委員 エコカーもそうですね。今それに集中しているのは、やっぱり一定の補助があるということで、今が買い得というのが、まあそのことが環境を考えていく部分にも私はつながっていくと思うので、まるでそれがだめということじゃないけれども、経済対策の大きなやつで、ばらまきの一環としてやられる部分もあるような感じもするので、今後、やっぱり民主党を中心とした政権の中で、こういうようなやつもちょっとチェックが入ってくるのかなという心配もするんですけども、環境問題については、もっと県民の啓発を進めていかなんという部分では、こういうやつを通してやっていくということも大切なことだというふうに思いますので、これについては私も了承したいというふうに思います。

もう1点、違うところでいいですか。

さっき出ましたが、今度は小さいことで申しわけないですが、ひとり親対策で、課長から説明をいただきましたが、4ページ、母子福祉費の中でひとり親対策費ですが、この母子福祉費という呼び方は、この項目のこれについてはこの呼び方で正しいんですかね。これが変わることはないんですかね、例えばひとり親とか。

○吉田少子化対策課長 母子、寡婦、それから父子も含めましての支援の根拠法律が母子寡婦福祉法ということですので、一応予算上も母子福祉費という形で整理されております。当面はこうした形かなというふうに思っております。

○岩中伸司委員 実態は、おっしゃるようには、やっぱり女性が本当厳しい生活になるということで、お母さんのひとり親というのが

社会的には問題になっていると。ただ、最近いろいろな言葉遣いが注目されるので、ひとり親対策費というふうな項目にここはなっているんですね。

このひとり親対策費というのは、これは男性、女性関係なく、そのことでの貧困問題に対する講演会ということで、これもどちらかというと私は、やっぱりひとり親対策が正しいのかなと。しかし、実態は、やっぱり女性ですもんね。ほんに難しいんですが、この項目のとり方についても、今後やっぱり検討されていく必要もあるなということと、この38万4,000円の、これは講演会等の開催で、金額は少ないようではすけれども、私たちも講演会はよくやるんですけれども、やっぱり講演会の予算というのは、多くても4～5万とか——多くてですね。そんな感じですが、これは講演会等という、などが入っているので、ほかに結構使うのかなと思うんですが、その辺ちょっと説明をいただければ。

○吉田少子化対策課長 このひとり親家庭の支援を考えるセミナーにつきましては、貧困問題に特に着目しまして、特に子供の貧困というのが最近言われますので、そうしたところに着目しました講演会、さらには、県庁部内でもそうした生活困窮者対策についての職員のプロジェクトもつくっておりますので、講演会に加えて、そうしたプロジェクトでの勉強会、さらには、ひとり親家庭対策につきましては、昨年度、総合計画をつくっておりますので、そうした計画の振興会の委員会におきます議論ということで、そうしたものを合わせた額として38万4,000円計上させていただきます。

○山口ゆたか副委員長 1点、今、4ページのこのとりのゆりかごのシンポジウムの開催について予算計上されております。このあたりをもうちょっと詳しくお教えいただければ

と思います。

○吉田少子化対策課長 このとりのゆりかごにつきましては、御案内のとおり、県におきまして、その課題に係る検証事業というのを19年の11月末からやっております。現在、大詰めを迎えておりまして、最終報告素案あるいは案に向けた議論というのをやっております。来週もその会合をやりますが、それで最終的には11月末には最終報告という形で外に公表できるような今進みぐあいしております。

そうしたことで、県におきまして、そうした最終報告で整理しましたいろいろな子供あるいは家庭の支援をめぐる課題、こうしたものを対外的に発信していくために、来年早々にシンポジウムという形で開催したいと思っております。

内容につきましては、詳細は今後詰めていくこととなりますが、恐らく検証会議の座長を含めた有識者等によるシンポジウムということで議論をしたいと思っております。

さらには、この経費の中には、特にゆりかごにつきましては、ゆりかごを利用しないで済むような環境づくりということで、相談体制の充実あるいはそれに係る周知というのが非常に重要かと思っております。

そうしたことで、そうした相談窓口の周知のためのカードにつきましても、印刷をしまして配布をしたいということで考えております。そうした2つの大きな取り組みに係る予算として計上させていただいております。

○山口ゆたか副委員長 特に、注釈の中に子供の視点からということが書いてあるんですが、中間報告までは私も見させていただいて、さまざまな視点から精査されているのが現状だと思います。今回のシンポジウムについては、子供の視点からだけでやるということですかね。

○吉田少子化対策課長 ここに子供の視点ということで強調されておりますが、そうしたことだけではなくて、当然、親の視点、社会全体のあり方、いろんな観点から議論したいというふうに考えております。

ただ、とりわけここで取り出しましたのは、検証会議の議論の中でも、やはり子供の福祉、子供の権利保障、こうしたものは第一に考えていく必要があるのではないかとというようなことで議論が集約されつつありますので、いろんな観点の中で、特に一番に挙げるとすると子供の視点ということで、ここには表現させていただいているところでございます。

○山口ゆたか副委員長 わかりました。

○早田順一委員 ちょっと先ほどのソーラーに戻りますけれども、16ページ。

非常に多い申し込みがあっているということで、これまでの5億4,800万の予算で県が目標とするソーラーの太陽光発電の日本一、これには到達するのでしょうか。

○園田環境政策課長 日本一という話が出ましたけれども、確かに日本一ということもあるんですけれども、我々としましては、太陽光発電の先進県といいますか、ソーラーのですね。ということを目指しているわけですが、一応目標としましては、平成22年度までに倍増すると。平成17年度が1万件ぐらいたったんですけれども、それを平成22年度で2万件にするという目標を立てております。

そういう意味で、今のところ助成制度のおかげで非常に急速に普及しておりますので、その倍増は来年度達成するだろうというふうに思っております。

日本一についても、佐賀県が、一応住宅用

では日本一になっているんですけれども、期待できるということでは考えておりますけれども、まあ来年度ですね。今年度から来年度か、ちょっとはっきりしたことは申し上げられませんけれども、という目標です。

○早田順一委員 一応、佐賀を抜いて日本一になりそうだとということですよ。

○園田環境政策課長 なりそうと言われるとちょっと、なかなか申し上げにくいんですけれども、一応我々としては期待しているということで、はっきり日本一になれるかどうかは、やはり佐賀県さん、3位が宮崎県さんなんですけれども、そういう各県の取り組みにも関係してきますので、なかなか熊本県が頑張っているから日本一になれるというのは、断言はできないというふうに考えております。

○早田順一委員 しかし、ちゃんと目標として知事が掲げておられますので、これはやっぱり日本一をぜひ目指していただきたいと思えますし、ただ、日本一になっただけじゃなくて、短期間じゃなくて、やっぱりこれは何年かにわたってずっと維持できるように、熊本のPRとしてぜひ頑張っていたきたいなと思えますので、よろしくお願ひします。

○園田環境政策課長 それからもう1つ、済みません。

今住宅用太陽光発電の話を申し上げましたけれども、実は今回PT会議というのを県がつくっております、住宅用だけでなく事業用、やはりソーラー産業を振興することが重要じゃないかなと。どちらかということ、ソーラー産業の振興に県としては力を入れるということで、あわせて、特に地球温暖化対策の観点からは非常に有効な手段なものですから、我々環境生活部としても、商工観光労

働部サイドと一緒に努力していこうということで、今取り組んでいるところでございます。

○池田和貴委員長 早田委員、よろしいですか。

○早田順一委員 はい。別なのをよろしいですか。

18ページなんですけれども、漂着物対策ですね。

これは事前に資料もいただきとって、県が100トン、それから市町村が35トンですか、この予算をつけられて、平成23年までの予算ということで御説明をいただいておりますけれども、これまで国でモデル事業をされていますよね、樋島と富岡海岸ですか。これで大体どれくらいごみが発生したんでしょうか。

○山本廃棄物対策課長 済みません、モデル調査のときの資料については、ちょっと引きずり出さないとすぐわかりませんが、19年度、20年度の漂着ごみの総量は、今手元にございまして、19年度が1,442トン、それから20年度の漂着量が1,008トンという数字を私どもは持っております。

○早田順一委員 そうすると、これはやっぱり全然足りない量ですよ、この135トンというのは。それを3年間されるということでもありますけれども、これはどうなんですか、ボランティアとか、そういう方々と一緒になって——言いたいのは、この予算で足りるのかというのを言いたいんですけれども、どうですか。

○山本廃棄物対策課長 御心配ありがとうございます。

現在も、実は、おっしゃったように、ボランティアの方も含めていろいろと清掃活動を

していただいております、これは19年度の数字でございますけれども、県管理分で1,055トン漂着しております、そのうちの918トンは実は回収されております。さらに、その上に今度は100トンということでもありますので、数字としては——まあ自然条件がいろいろありますので足し算ではいきませんけれども、大体90%ぐらいはできるんじゃないかなと、それを目標にやっっていこうかなというふうに今思っているところでございます。

○早田順一委員 23年までの予算ですけれども、その後というのは何か考えられていますか。

○山本廃棄物対策課長 これも国のお金でございますので、このままのとおり来るかどうかについては、私どもも3年後、4年後のことはちょっとわかりませんが、新しくできましたこの法律の20……済みません、条文の何条まではあれですけれども、国は財政の支援をすることというような規定がございますので、その後も私どもは何らかの予算の支援をいただけるものだというふうに思っているところでございます。

○池田和貴委員長 ほかにございせんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第8号から第10号までについて、一括して採決をしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することと決定をいたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第30号について、執行部からの状況の説明をお願いいたします。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課小原でございます。座って説明させていただきます。

請第30号について御説明いたします。

この請願の趣旨は、信用情報機関の事故情報登録者を対象とした新たな貸付制度の整備を求めるものです。

本県の消費生活センターに寄せられる相談は、平成20年度で約1万1,000件余ですが、それらの相談のうち、多重債務相談に係る相談が約2割を占めておりまして、内容も大変深刻化しております。

これらの多重債務者が自己破産等の債務整理を行い、信用情報機関に事故情報が登録された場合には、金融機関からの新規借入れが困難となるため、入院や子供の就学資金等が発生すれば、再びやみ金等に手を出し、多重債務に陥るおそれがございます。

趣旨説明にもございましたように、このような場合、既存の制度といたしましては生活福祉資金貸付制度がございますが、市町村民税非課税世帯などの低所得者世帯を対象としているため、これらの需要に対応し切れない部分がございます。

金融庁が平成19年4月に策定した多重債務問題改善プログラムでも、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティーネット貸し付けの提供が多重債務者対策の一つとして掲げられており、請願書にも記載されておりますように、岩手県や東京都、福岡県など

で先行して取り組まれているところでございます。

執行部といたしましては、弁護士会や司法書士会等の関係機関の協力も得ながら、相談会の開催や啓発事業など積極的に取り組んでいるところでございますが、さらに請願の趣旨をよく検討し、先行して実施している県の状況なども検証しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田和貴委員長 それでは、ただいまの説明に関して質疑はございませんか。——なければ、これで質疑を終了したいと思います。

次に、採決に入らせていただきます。

まず、請第30号についてはいかががいたしますでしょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 採択という意見がありますので、採決についてお諮りいたします。

請第30号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よって、請第30号は採択することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

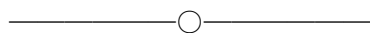
○池田和貴委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、執行部から報告の申し出が14件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後一括して質疑を受けたいと思いますが、時間の関係もございますので、ここで昼食の時間にさせていただきますと思います。

再会は、午後0時40分から説明に入らせていただきます。

午前11時52分休憩



午後0時40分開議

○池田和貴委員長 では、休憩前に引き続き再び委員会を開始いたします。

執行部からの報告の申し出が14件あります。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、少子化対策課の吉田課長から報告をお願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。報告事項の資料1ページをお願いいたします。

熊本県次世代育成支援行動計画「くまもと子育て・子育て応援大作戦」の平成20年度の実施状況について御報告いたします。

平成17年3月に策定いたしました本計画は、250に及ぶ事業から成る8つの基本施策を柱に、151の数値目標を設定して推進しております。次世代法に基づき、毎年その実施状況を公表しなければならないことになっておりまして、関係団体、学識経験者の委員から成るくまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の御意見を踏まえまして、実施状況を取りまとめたところでございます。今後、県ホームページあるいは情報プラザ等におきまして公表する予定としております。

詳細は別冊に記載しておりますが、その概要につきまして御説明させていただきます。

まず2の(1)平成20年度目標値に対する達成状況についてですが、全体の実施状況としましては、計画的に進んでいる項目がある一方で、順調に進んでいない項目もありまして、これらについて、個々の課題等を踏まえながら、より一層計画的に推進していく必要があると考えております。

2ページが一番上に、全体の達成状況につきましてグラフを掲げております。一番上の横棒が全体の状況、その下が各分野ごとの状況となっております。

次に、2ページの真ん中あたり、②特定14事業の状況でございますが、地域における子育て支援の根幹的事业に当たりますこれらの特定14事業につきましては、2ページが一番下にありますように、地域子育て支援センターあるいは保育関係の事業がこれらに当たりますが、主な実施主体は市町村となっております。県におきましてはいろんな支援を行っているところでございます。計画的な推進が大きな課題となっております。市町村と連携しながら重点的に推進を図る必要があると考えております。

次に、3ページの(2)計画目標値に対する平成20年度までの進捗状況ですが、既に目標値を達成している項目が34%ある一方で、進捗率が8割未満の項目も合わせますと40%ございまして、こういった項目については特に推進を図っていくことが必要であると考えております。

4ページをお願いいたします。

まとめになります。計画期間の最終年度となります本年度の取り組み方針としては、市町村の支援を初めとして、取り組みの充実強化や計画目標値の達成に向けて施策の着実な推進等を図るとともに、県民ぐるみで子供を支援していくという機運の醸成を図るなど、県民ぐるみの子育て応援団づくりの推進を図っていきたくと考えております。

次に、5ページをお願いいたします。

関連いたしますが、熊本県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定状況について御報告いたします。

ただいま説明いたしましたとおり、現在の行動計画が平成17年度から21年度までの5年間を計画期間とした前期計画という位置づけでございまして、現在22年度から26年度を計

画期間とする後期計画の策定作業を進めております。

まず、後期計画の位置づけにつきましては、基本的には前期計画を踏襲しつつ、前期計画策定後の社会情勢の変化や国の新たな行動計画策定指針などを踏まえて、さらに、くまもとの夢4カ年戦略及びその他の関係計画等との調和、連携が図られた内容としたいというふうに考えております。

計画の策定体制につきましては、前期行動計画の進行管理を行います既に設置しておりますくまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会におきまして、後期計画の策定に向けた協議等を行っていただきますとともに、協議会内に新たに後期行動計画策定検討部会を設置しまして、内容の具体的な検討を行っていただいております。

また、庁内関係52課室・センターで構成いたします行動計画推進会議などと連携を図りながら、策定を進めておるところでございます。

6ページをお願いいたします。

これまでの取り組みについては、これまで、計画策定のための基礎資料とするためのアンケート調査等の実施、さらには5月から8月にかけて3回にわたる後期行動計画策定検討部会での議論、さらには9月には推進協議会におきまして総論部分のたたき台の協議等を行っております。

今後のスケジュールにつきましては、推進協議会におきまして、具体的な施策を含んだ素案につきまして協議等を行うとともに、保育を初めとします関係団体からの意見聴取を経て、12月定例会の当委員会に計画案について御報告させていただいた後にパブリックコメントを実施し、県民からの意見をお聞きした上で、2月定例会におきまして計画案を議案として提出させていただく予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、8ページをお願いいたしま

す。

熊本市における児童相談所設置について御報告いたします。

まず、設置の趣旨についてでございますが、全国的に児童虐待に関する相談件数を見ますと、年々増加傾向にありまして、その内容も深刻化するなど、児童虐待防止対策は喫緊の課題となっております。

児童虐待の相談対応件数、表をごらんいただきますと、平成13年度と20年度の欄を比較いたしますと、全国の数字で約2倍、県、さらには熊本市で約1.5倍の伸びとなっております。また、平成20年度で見た場合、46.5%が熊本市内の相談対応件数というふうになっております。

こうした中で、平成16年の児童福祉法の改正によりまして、中核市でも児童相談所の設置が可能となったことを受けて、熊本市では児童相談所の設置を目指しております。県としましても、熊本市が児童相談所を設置することによりまして、現在の2児童相談所体制から3児童相談所体制となりまして、虐待防止あるいは要保護児童対策等におけるより一層の充実強化が図られると考えております。

次に、9ページでございます。

熊本市が計画しております児童相談所の設置内容の概要ですが、平成22年4月に児童相談所開設の予定でございます。所轄区域としましては、熊本市の行政区域全域となっております。

また、相談所に係る施設整備につきましては、22年4月から、熊本市大江にあります熊本市の福利厚生施設「親和寮」跡地に、2年間の予定でプレハブ仮設で児童相談所を開設しまして、平成24年度をめどに、相談所を含めた新しい施設を開設する予定でございます。

なお、熊本市の児童相談所設置に伴い必要となります一時保護所、さらには児童自立支援施設、これらにつきましては、それに関す

る事務の受託につきまして、現在県と熊本市の間で協議中でございます。

3番のこれまでの主な経過ですが、平成19年8月に第1回の連絡準備会を開催しまして、19年12月に第2回の会合を開催いたしております。20年3月には、熊本市議会の保健福祉委員会で、平成22年度をめぐりに児童相談所を設置すると熊本市が表明をされております。さらに、20年7月には、連絡準備会を連絡会と改めまして、設置場所、一時保護所、自立支援施設、職員派遣などの課題につきまして協議を行ってきております。21年7月には、児童相談所設置に関する政令改正につきまして厚生労働省と協議を行いまして、10ページになりますが、21年8月には、政令改正の要望書が国に出されておるところでございます。

また(2)の人材養成につきましても、平成18年度から、県の中央児童相談所に熊本市からの研修職員等の受け入れを行うなど、人材面についての支援を行っているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、21年の12月定例会で条例改正、さらには事務受託に関する議案を提出させていただく予定としております。

条例改正につきましては、熊本市の合併、さらには市児童相談所設置に伴う県の中央児童相談所の管轄区域の変更内容といたします熊本県児童相談所条例の改正でございます。

また、事務受託につきましては、現在熊本市と協議を行っておりますが、児童の一時保護に関する事務の受託、児童自立支援施設に関する事務の受託、こうした議案を提出させていただく予定としております。

11ページになりますが、12月議会において御承認いただければ、3月には、それぞれの事務の受託に関する協議書あるいは定員に関する協定書の締結を行う予定としております。

よろしく願いいたします。以上です。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室の方から2件報告をさせていただきます。

最初に、4番目の地域医療再生計画についてです。これは別冊になっております。

まず、この交付金事業の概要等ですが、資料の方の1ページ、2ページの方にその辺の部分の内容を入れ込んでおります。これも国の補正予算の経済対策に係るものです。3,100億円が予算化をされております。

この事業の趣旨としましては、救急医療の医師の確保など、地域医療の課題を解決するために都道府県が策定する計画、いわゆる地域医療再生計画ですが、これに基づいて事業を実施するというものです。

都道府県からの再生計画に基づいて国が配分をしまして、その配分額を地域医療再生基金として受け入れて、21年度から5年間の事業期間の中で取り組んでいくことになっております。

基本的には、各都道府県で2つの計画、事業規模25億円が2つ承認される予定ということで取り組みをしておりますが、別途100億円規模の事業の分が全国で10カ所想定されておりますので、100億円プラス25億円になるのか、25億円の2つになるのか、それにつきましては今後の対応次第ということになります。

再生計画には、2次医療圏の再生をテーマとしまして、課題を解決していくために取り組む施策事業を盛り込むことになっております。

今回の交付金事業は、地域の医療機能強化の移行期を支援するものとして位置づけられております。

これまでの再生計画策定に向けた取り組みの経緯等ですが、3ページと4ページをごらんいただきたいと思いますけれども、6月に国の方から地域医療再生臨時特例交付金の説

明を受けまして、厳しいスケジュールではあるのですが、その中で一応作業を進めてきております。

まず、関係機関等への説明を行いまして、意見あるいは提案等を出していただき、関係機関等からの意見聴取、調整を行い、また地域の要望等も踏まえながら、県内に11、2次医療圏があるんですが、その中でどの圏域を選定し、どのようなテーマで組み立てていくかということで、8月と9月に熊本県医療対策協議会を開催いたしました。9月の協議会におきまして、再生計画の骨子案について協議を行っていただきまして、承認を得たところでございます。

そこで、それぞれの県で地域医療再生計画で2つの計画ということで、5ページとそれから6ページに添付しておりますけれども、地域医療再生計画の骨子案ということでそれぞれに、1つは、テーマが医師確保による地域医療再生ということで、これにつきましては、対象地域を公立病院の医師不足が深刻で勤務環境も厳しいという、そういう現状を踏まえたところの分として、天草医療圏域を対象地域として取り組むということで、1つ骨子案を用意しております。

これにつきましては、まず、左側の方を見ていただきますと、県全体で取り組む事業として、医師派遣のシステムの構築ですとか、医療スタッフの養成と確保、それから医師等の地域定着の3つのプロジェクトを推進することで、その取り組みの成果を天草医療圏の方にも活用しながら、天草医療圏の方は、右側の方を見ていただきますと、天草地域医療センター等の機能の拡充、それから遠隔医療システムの導入、そのほかいろんなことをそこにメニューとして挙げておりますが、天草医療圏マグネットホスピタル、これは医療従事者あるいは住民の人たちが、気持ちよく、自然と集まるような、そういう病院というふうなイメージですけれども、そういった病院

の構築を目指す計画となっております。

なお、県全体で取り組む左側の方の医師等の確保対策の事業につきましては、県内のそれぞれの各医療圏でも実施していくことになります。

それからもう1つ、6ページになりますが、もう一つの計画、テーマといたしまして、救急医療体制の再生ということで、対象地域は阿蘇医療圏を対象にしております。

阿蘇医療圏につきましては、2次救急医療機能が未整備で、非常に多くの急性期の患者が圏域外に流出しているというふうなことで、2次救急医療機能を再生させて、地域完結型の医療提供体制を構築することが課題となっております。

この阿蘇医療圏におきましては、中核病院の機能強化、整備、それから、医療機関の連携の強化、小児救急医療体制や周産期医療体制の整備を目指す計画となっております、加えて阿蘇医療圏を支援する救急医療の向上に貢献する事業が組み込まれるようになっております。

県としましては、100億円の計画につきましては、一応この阿蘇医療圏の分で提出をしたいと思いますが、採択がされない場合には、25億円の計画に修正をするというふうなことで対応をしていきたいと思っております。

今後の予定ですけれども、10月9日に熊本県の保健医療推進協議会で協議をしていただきまして、計画の承認を得まして、10月16日までに国の方へ提出をするということになっております。その後、国の方で有識者の協議会で計画が審議されまして、国の方から内示が行われる予定になっております。12月議会で、基金の設置条例と補正予算を一応上程する予定にしております。

それから、もう一つの報告事項ですが、5番目のドクターヘリの導入についてでございます。報告資料の12ページから14ページまで

になります。そちらの方をごらんいただきたいと思えます。

ドクターヘリの導入につきまして、今回の9月議会におきまして、馬場県議の代表質問のドクターヘリの導入についてに対しまして、知事の方から、平成23年度のドクターヘリの運用開始を目指していくとの方針の明言がありました。

そこで、これまでのドクターヘリの導入に向けた取り組みとこれからの対応等について報告をさせていただきます。

そこにも整理しておりますが、12ページのところで、ドクターヘリの全国の導入状況等ですけれども、ドクターヘリは、医師が搭乗し、速やかに救急現場へ出動して、必要な治療を行いながら医療機関へ短時間で搬送するものです。

全国的には、平成13年度から5つの県で導入が始まりまして、ことしの3月末現在で、16道府県で18機が導入されております。

これまでのドクターヘリの導入についての検討状況と、それから今後の方向性ですけれども、県の方では、昨年12月に、熊本県保健医療推進協議会の下部組織として熊本県救急医療専門委員会を設置いたしまして、ヘリの活用方策の検討も含めて、県の救急医療体制を確保するための検討を進めてまいりました。

8月に開催をいたしました第4回の専門委員会におきまして、重症患者の搬送時間に地域間の格差が大きくて、潜在的なヘリ搬送適用事案が存在することも踏まえて、ドクターヘリの導入の必要性について意見が一致をいたしました。

委員会での主な議論としましては、そこにも整理しておりますが、ヘリに搭乗する救急専門医を確保、養成することの重要性、それから、防災消防ヘリ「ひばり」これは全国的にもトップクラスで今活用がなされているんですが、それとの連携した仕組みを組み立て

ることの必要性、それから、傷病者の搬送先につきましても、症状に応じて地域で対応することの重要性、それともう一つ、地域の2次救急医療体制も強化をしていくことの必要性、これについて一応合意が得られました。

これからの取り組む方向性としましては、平成23年度を目途にドクターヘリを導入し、防災消防ヘリとドクターヘリの2機が連携する熊本型のヘリ救急搬送体制を構築していくこととなりますので、これからその体制づくりに向けて検討をし、準備を進めていくこととなります。

それで、今御説明申し上げましたことイメージ的な感じで13ページをごらんいただきたいと思えますが、ヘリ救急医療体制整備案ということで用意しておりますが、基本的には、ヘリに係る部分として、3次救急医療体制ということで挙げておりますけれども、ここにつきましては、それぞれの病院間での連携のもと、防災消防ヘリとそれからドクターヘリによる救急医療体制をうまく総合補完できるような形で運営をしていくというふうな形のイメージ分をそこに挙げております。

下の方に、2次救急医療体制の強化というふうに書いておりますが、3次救急医療体制ではなくて、2次救急医療体制の方の強化も行うということで、3次、2次、初期の方のその辺の連携の部分を強化していくことこの重要性を踏まえながら取り組んでいくというふうな形で整理をしております。

右側の方に取り組み方針として挙げておりますが、23年度を目途に、熊本型のヘリ救急搬送体制を構築する、それから、3次救急医療体制の強化のために、救命救急センターを新たに指定するというのは先ほど申し上げましたけれども、地域の2次救急医療の体制の強化、それから、先ほど説明いたしました地域医療再生計画、これにつきましても、救急医療体制の関係の部分で適用できる部分がご

ございますので、その部分を活用しながら強化をしていくということで予定をしております。

裏の方の分につきましては、14ページですけれども、これはまさにその3次、2次、初期関係の部分の全体としての救急医療体制をいかに確保していくかということでのイメージ図になっております。

以上でございます。

○末廣健康危機管理課長 お手元の別冊、新型インフルエンザの感染状況と対応についてで御説明させていただきます。1ページ目、2ページ目をお開きいただきたいと思いません。

世界的な感染の状況でございますが、2ページ目の左下にあります9月27日現在の感染者総計数でございますが、34万3,000人以上の確定の感染者がおりまして、死亡数でも、少なくとも4,100人を超えているという報告になっております。

上の地図が死亡者の分布を示した地図でございますが、発生しました南北アメリカ大陸を初め、ヨーロッパ、イギリス、東南アジア、オーストラリア等で死亡者が多数発生いたしております。

開いていただきまして、3ページ目、4ページ目が国内の状況でございます。

全国にございます定点医療機関からの報告に基づきます発生状況の推移でございますけれども、例年であれば11月、12月ぐらいから立ち上がってくるインフルエンザの患者数が、ことしは7月の末から発生いたしております、国におきましては、1を超えた33週、8月10日の週から既に流行が開始いたしております。その後、季節性インフルエンザと同様の急速な立ち上がりではなく、2.47、2.52、2.62、3.21、4.95ということで、38週までふえましたけれども、39週には4.25として若干下がりました。これは連休の関係もあ

ってのことでございます。

全体的には、下の表にありますように、なだらかな台地状の形で今感染が流行を続けているという状況でございます。

4ページ目に、都道府県別の報告数がございますが、全国では、北海道、東京、愛知、滋賀、大阪、九州では福岡などで流行が多くなっております。

開いていただきまして、5ページでございます。

5ページと6ページが本県の状況でございます。

本県では、34週、8月17日の週に1を超えてまして、1.46ということになりました。翌35週には2.35まで上がりましたが、その後1.85まで下がり、2.03、2.08、そして先ほどの全国と同様の傾向で、今回は1.54まで下がりましたが、全体としては、下の流れにありますように、くすぶり状態が続いているという状況でございます。

6ページ目の上の表が、保健所別の定点当たりの患者でございますが、阿蘇等を初めとします県北地域で定点報告もございまして、下の表が、今学校等の集団での発生を監視いたしておりますけれども、その報告に基づきます患者数の発生状況は、熊本市が多うございますが、それ以外は有明、菊池、阿蘇等の県北が多くなっている状況でございます。

お開きいただきまして、7ページ目をお願いいたします。

この新型インフルエンザに対します対応策でございますけれども、8月28日付で厚生労働省が我が国の流行のシナリオを示しております。人口の20%、最大30%が新型インフルエンザに罹患するというこの前提で試算をされております。

この試算を前提に、本県に引き直しますと、このシーズン中に、約20%で約36万4,000人、最大ですと54万7,000人の罹患が予想されるということになります。このため、

急速な患者感染拡大の防止と、感染者が多くなってくることによってふえることが危惧されます重症化する患者さんへの対応を中心に、対策を講じていくこととしております。

まず1番目は、感染防止対策等適切な受診行動につきまして、県民の方に対する周知、感染情報の発信を行っております。具体的には、個人向けチラシにあわせまして、今回、事業者向けのチラシを作成するとともに、ここには書いておりませんでしたけれども、秋の季節でイベントがふえてまいりますので、イベント主催者向けのチラシを新しく作成しておるところでございます。そのほか、さまざまな媒体を使って広報に努めるとともに、今月10月7日、あさってには第2回の県対策協議会を開催して、関係機関に情報提供してまいりたいと考えております。

また(3)にありますように、学校の集団発生について公表して、県民の方への注意喚起をいたしております。

2の同一集団における急速な感染拡大防止でございますが、これについて、やはり学校における感染を防止するということが最大の大きな対策として、今学級閉鎖等の必要な措置を講じておるところでございます。

3の医療体制の整備でございますけれども、本県では、原則として、すべての医療機関で新型インフルエンザの患者さんの受診を受けていただくことができるような体制を整えております。特に基礎疾患を有する方については、かかりつけ医での診療を行っていただく体制といたしております。

また、特に妊娠されている方については、全国では産婦人科医以外での受診を原則とされておりましたけれども、本県では、受診する医療機関になかなかとどろつかないといったようなことがないように、かかりつけの産婦人科医を含めて受診する体制を整えておるところでございます。

感染防護具の中では、人工呼吸器を今年度

新たに44器補助導入する予定にしております。

それから、今後も基礎疾患を持つ方や妊婦、小児に対応できる医療機関や病床の確保に努めていくことといたしております。

また(2)の②にあります患者さんが急増した際の受診分散体制、特定の救急医療機関に患者さんが集中して混乱することがないように、できるだけ時間外の受診とかあるいは輪番体制等について、各保健所単位で取り組み、整理を進めているところでございます。

それから、8ページ目でございますが、対策の一つの大きな柱でございます抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、供給でございますが、既に御報告しておりましたように、15万4,000人分を備蓄しておりましたけれども、今年度の予算でタミフル、リレンザを合わせまして8万人分余を追加させていただきまして、現在、県人口に占めます39.31%を、国の分、市中流通分と合わせて確保しているという状況でございます。これについては、2次医療圏内で安定的な供給ができるように、状況にあわせた放出、供給をしていきたいと考えております。

9ページ目をお願いいたします。

もう一つの大きな対策の柱でありますワクチン接種事業でございます。

インフルエンザワクチンは、重症化の防止について一定の効果が期待されるものでありますが、感染防止について保証されるものではございませんが、接種の目的としましては、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすということと、患者さんが集中発生することによる医療機関の混乱を極力防ぐということで、医療供給体制の確保をしていくということを目的に、国が事業主体となって新型インフルエンザワクチンの接種を行うということになっております。

その事業の役割分担としては、10ページにございますように、国がワクチンの製造販売

業者と契約して必要量を確保すること、そして優先的に接種する対象群等を設定すること、そして接種を行う医療機関——受託医療機関と申しますけれども、と国が直接委託契約を締結するというこの役割を負っております。

県の役割としましては、その接種スケジュールの具体化を図るとともに、ワクチンの在庫量について把握して、円滑な流通を確保するというのが県の役割になっております。

市町村の役割としましては、市町村の中で受託医療機関が偏在なく確保されているかどうか、あるいはその確保された医療機関を、住民に対して、いつから、どこでワクチン接種ができますということを周知していただくといったような役割分担になっております。

11ページ目が、その関係を図示したものでございます。

12ページ目に、優先対象者について一覧化させてあります。

これまで報じられておりました優先対象者に加えまして、3番目③のところ、小学校3年生に相当するまでの年齢の小児が新たに加えられまして、優先対象者は①から④まで合わせまして2,300万人が優先対象者とされております。それに加えて、小学校高学年、中学生、高校生の年齢に相当する者と高齢者の方についてはその他ということで、接種が望ましいとされておまして、その3,100万人を合わせますと、合計で5,400万人の接種体制を整えていくという予定でおります。

13ページ目に、接種の具体的なスケジュールの目安が示されております。

10月の下旬から、まず医療従事者から接種を始めまして、妊娠されている方と基礎疾患のうち優先的に接種する方というのを11月の初めから接種を始めていくと。この基礎疾患は、これまで一くくりでされておりましたけれども、今回、国から、最優先とその他というふうに区分されました。

最優先される方は、要望もあってございましたけれども、透析患者さんの方とかあるいは糖尿病の方の中でもインシュリンを接種されている方とか、そういった細かく規定が参りまして、最優先される方は、妊婦さんとあわせて11月から接種を始めると。その他の基礎疾患を持っている方を12月以降に始めて、その後、幼児や小学校低学年等の順番で打っていくと。

その小学校低学年ぐらゐまでが国内産ワクチンで賄い、それ以降の分については輸入ワクチンもあわせて使っていくという予定になってございます。

14ページ目に、その国内産ワクチンと輸入ワクチンの見込みがございまして、2回の接種の場合で約7,700万人分を確保するという見通しを国として立てております。国内分が約2,700万人分、輸入物が、12月末から1月に輸入開始を始めて、年度内に5,000万人分の確保が予定されております。

その下に、アスタリスクマークで「輸入ワクチンの確保のため、必要な立法措置を速やかに講じる。」とございまして、これは、輸入物について副作用等被害が生じた場合に、賠償金を海外の製薬会社に求められた場合に、国がそれを肩がわりするという制度の創設のための立法措置を今検討されているところでございます。

それから、参考のところの点線の箱の中に書いてありますように、現時点での接種回数については、2回接種が前提とされております。今後の臨床試験の結果を踏まえて、10月下旬以降に、1回で済むかどうかという見直しをする可能性もあるとされているところでございます。

15ページ目をお願いいたします。

費用負担については、合計2回で6,150円とされました。1回目が3,600円でございますが、これは基本的な健康状態の確認が必要なために1回目が3,600円、2回目は、同じ医

療機関で接種される場合には2,550円ということでございますが、異なる医療機関で2回目を受けられる場合には、その基本的な健康状態の確認が改めて要するために、3,600円と同じ額になることとされております。

そして、所得の少ない世帯の負担軽減についてですが、国としては、市町村民税の非課税世帯、全国に約3割おられると言われておりますけれども、それらの方々を全員無料で接種できる分だけの財源を措置すると。そして、この負担軽減については、市町村が主体になりまして、この財源措置を踏まえた軽減措置を今後決めるというふうにされているところでございます。

これにつきましては、16ページの上の箱の下の丸でございますが、今回の接種事業によりワクチンを接種する者のうち、低所得者の費用負担については、予防接種法の定期接種に準じて、市町村民税非課税世帯を念頭に、市町村がその費用を助成する措置を講じる、その際、当該事業に要する財源の2分の1を国が、4分の1を都道府県が補助するというスキームが示されております。

この際、下の箱でございますが、国、県が補助する補助の業種の上限でございますけれども、市町村内におられる生活保護世帯の方と市町村民税の非課税世帯の分に相当する理論値を上限として国、県で補助をします。その範囲内であれば、その右側にありますように、例えば市町村民税非課税の方の分を、満額免除ではなくて4分の3免除にして、その4分の1の財源については、その他の者、例えば高齢者の方とか子供の方とかに新たな制度をつくることも可能というようなスキームが示されたところでございます。

17ページをお開きいただきたいと思っております。

それに要する所要見込み額、財源ですが、下の箱にありますように、全体として900億円程度必要と見込まれていまして、国が450

億円、県と市町村が225億円というようになりますが、本県分に引き直しますと、3億数千万円が財源として必要になるという見込みでございます。ただ、これについては、地方交付税による地方財政措置も予定するというようにされているところでございます。

それから、ワクチンの有効性と安全性でございますが、18ページの2つ目の丸にありますように、まれではございますけれども、重篤な副作用を起こすことがございます。国内製造ワクチンについては、季節性インフルエンザのワクチンと同じ製法で製造されておりますので、安全性については季節性とほぼ同程度と考えられておりますけれども、輸入ワクチンにつきましては、国内で経験のないアジュバントと申しまして、免疫補助剤が添加されているということと、輸入ワクチンは2種類がございますが、その1種類のうちに、国内では使用経験のない細胞株による培養でつくられているという未知の要素があるという状況でございます。それで、接種するかどうかについては個人の判断というふうにされているわけでございますが、19ページに、季節性インフルエンザワクチンの効能については、そこにありますような効能がうたわれております。これに匹敵する効能が期待されているわけですが、先ほどの健康被害につきましては、救済制度を検討するとされておまして、20ページの上の概要の2つ目の丸にございますが、現行の予防接種法に基づく季節性インフルエンザと同等の措置を講じるよう検討していくということで、一番下の(注)にありますように、それまでの間は、現在の独立行政法人医薬品機構の医薬品副作用救済制度による救済措置を、新たな立法措置ができるまではそれによって対応していくとされているところでございます。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

す。報告事項の15ページをお願いいたします。

熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況について御報告申し上げます。

ことしの3月から、地球温暖化対策の推進のための条例制定に向けた検討を行っておりますが、本日は、条例検討の経緯や骨子案などについて御説明を申し上げます。

まず1、条例の検討経緯でございますが、本年3月、環境対策特別委員会から、条例の早期制定と経済界と連携した温暖化対策の推進について提言がありました。また、県の環境審議会に、有識者や経済団体関係者10名で構成する条例検討委員会が設置され、計3回の審議を経て、7月8日に条例骨子案が取りまとめられました。さらに、同委員会や経済界などの意見も受けまして、7月27日から31日までの5日間、県内5会場で対象事業者との意見交換会を行いました。8月31日に、県の環境審議会において条例骨子案が審議、了承され、9月11日に答申がなされたところでございます。

次に、2の条例の骨子案について御説明いたします。

骨子案の詳細は、16ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の総則でございますが、目的としまして(2)で記載しております温室効果ガスの排出量を、自然界の吸収量まで削減すると同時に、生活の豊かさを実感できる社会として、低炭素社会の実現を挙げております。

また、条例の基本的な理念としまして、(1)で総合的、計画的な推進、(2)で自主的、積極的な推進、(3)で地球温暖化対策と県経済の持続的発展及び県民生活の向上との両立の3点を掲げております。

次に、2の県による対策におきましては、(1)条例を実現するための県の推進計画の策定、(2)が実施状況の公表、(3)に県の率先行動を挙げております。

次に、3の事業活動に係る対策でございますけれども、16ページから17ページにわたっておりますけれども、(7)から(9)までは、排出量が一定規模以上の事業者による地球温暖化対策の計画書と実施状況報告書の提出、県によるそれらの公表を行う事業活動温暖化対策計画書制度を挙げております。

4の日常生活に係る対策では、(2)グリーンコンシューマー運動、(5)カーボン・フットプリント等について挙げております。

なお、この条例骨子案には幾つか専門用語が出てまいりますけれども、それぞれ米印で下の方に附属説明を記載しております。

次は、5の交通及び自動車に係る対策でございますが、18ページをお願いいたします。

(7)の電気自動車等の普及の促進のほか、(8)と(9)は、従業員が一定規模以上の事業者による削減計画書と実施状況報告書の提出、県によるそれらの公表を行うエコ通勤環境配慮計画書制度を挙げております。

6の建築物に係る対策では、(1)の一定規模以上の建築物を新築、増改築等をするときの環境配慮の計画書及び工事完了届出書の提出、県によるそれらの公表の制度等の建築物環境配慮制度を挙げております。

7の緑化の推進に係る対策から11の地球温暖化の防止に係る教育及び学習までは、それぞれの取り組みの促進を挙げております。

19ページに移りまして、12の県による措置及び支援等では、(4)環境産業の育成と振興、県内中小企業者への支援、13の雑則では、(3)と(4)で計画書等の未提出や虚偽記載者に対する勧告やその旨の公表を挙げております。

条例骨子案についての説明は以上でございますけれども、次の20ページに、3つの計画書制度の概要等を記載しております。後でごらんいただければと思っております。

15ページにお戻りいただきたいと思っております。

3の今後のスケジュールでございますけれども、10月は、県内の中小事業者等を対象としまして、条例骨子案の説明会を各地域振興局単位で開催しまして、その後、条例素案を取りまとめの上、11月には県政パブリックコメントを実施したいと考えております。なお、条例案提出につきましては、来年2月の定例県議会を想定しております。施行時期は、来年4月を目指していきたいと考えております。

最後になりますけれども、条例制定に向けては、県議会を初め、経済界、有識者の御意見なども踏まえ、国の動きにも留意しながら検討を進めていきたいと考えております。

それから、続きまして財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況について御報告いたします。これは別冊になりますけれども、別冊の財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況についてという冊子をつけております。

2枚めくっていただきまして、1ページをお願いしたいと思います。

沿革を記載しておりますけれども、当財団は、平成6年9月の閣議了解によりまして、県出資の財団法人水俣・芦北地域振興基金として設立されたものであります。

その後、平成12年2月に、いわゆるチッソ株式会社支援の抜本策が閣議了解されたことに伴いまして、同じく県出資の水俣病問題解決支援財団と水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金の2つの財団と統合しまして、名称を財団法人水俣・芦北地域振興財団に変更いたしました。3財団の統合に伴いまして、財団資産に係る県の出資割合は37.5%になっております。

議会への報告義務は50%ということがございますけれども、設立の経緯等もありまして、例年、この委員会に財団の経営状況を報告させていただいております。

それでは、平成20年度の事業の実施状況について御説明いたします。

本財団におきましては、基本財産及び運用財産の総額80億円の運用益をもって、水俣・芦北地域の再生、振興、協調に関する事業を行っております。

1ページの下に掲げます1の地域振興事業でございますが、本事業は、地域の産業の振興、自主的な地域づくり等の活動を行う団体に対して助成を行うもので、平成20年度においては、2ページから3ページに記載しておりますけれども、24の団体に対して助成を行ったところでございます。

3ページが一番下の右端にございますように、助成総額は4,634万4,000円となっております。

次に、4ページの2のもやい直しセンター運営事業でございますが、地域の協調、発展に関する事業としまして、財団法人水俣市振興公社、それから社会福祉法人芦北町社会福祉協議会のもやい直しセンターに対しまして、総額3,219万2,000円余の助成を行ったものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

3の環境技術研究開発事業でございますが、地域の環境技術研究開発を支援するため、資料に記載しておりますように、2つの企業の3事業に対しまして、合わせて1,506万6,000円の助成を行ったものでございます。

次に、平成20年度決算について御報告申し上げます。

6ページの平成20年度収支計算書総括表で御説明いたします。

当財団には、一般会計と2つの特別会計がございます。一般会計は、先ほど御説明しました3つの助成事業を行っている会計であり、設備投資資金貸付特別会計は、平成6年度から平成10年度まで、チッソ株式会社に対して、設備投資に係る資金を国から借り入れて貸し付けを行っており、その経理に係る会計でございます。

また、一時金貸付特別会計は、平成7年度から平成9年度にかけて、チッソ株式会社に対して、政府解決策に基づく一時金に係る資金を県の出資を受けて貸し付けを行っており、その経理に係る会計でございます。

まず、一般会計でございますが、下から3番目を見ていただきますと、合計収支差額でございますけれども、4,720万4,000円余、前期繰越収支差額は1億6,583万4,000円、合わせまして次期繰越収支差額は2億1,303万8,000円余となっております。

特別会計につきましては、平成20年度は、チッソ株式会社の支援抜本策に基づきまして支払い猶予を行っている関係で、チッソ株式会社の返済はなく、収入、支出ともゼロとなっております。

一時金貸付につきましては、まだ支払いが始まっておりません。

○駒崎環境生活部長 委員長、正式の報告団体ではございませんので、説明はもう終了させて、御質問があればということにさせていただきますと思いますが。

○池田和貴委員長 わかりました。いいですよ。

○園田環境政策課長 それでは、そういうことで、質問があればということでよろしくお願いたします。

○池田和貴委員長 わかりました。お疲れさまでございます。

資料を見て、ほかの委員の皆さん方から質問があれば、担当課に御質問があると思いますので、そのときには対応をお願いいたします。

○宮下環境保全課長 環境保全課でございます。資料の21ページをお願いします。

平成20年度で実施しました大気、化学物質、騒音等環境調査結果の報告でございます。

本県の大気、化学物質等の汚染状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、調査、測定を実施しております。詳細なデータ等につきましては、この別冊の44報というのに掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

まず、1の大気環境の調査結果ですが、(1)の大気汚染常時監視調査結果につきましては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等は、すべての測定局で環境基準を達成しております。しかし、光化学オキシダントにつきましては、すべての測定局で環境基準未達成というふうになっております。

なお、平成20年度は、光化学スモッグ注意報等の発令は行っておりません。本年度6月に報告しましたが、現在まで、5月8日と9日に注意報を発令しております。

(2)の酸性雨調査結果につきましては、八代市等4観測地点で調査しておりますが、すべての測定地点で酸性雨の目安であるpHは5.6以下となっており、酸性雨の傾向が見られております。

(3)のアスベスト調査結果につきましては、採石場周辺等で大気環境濃度調査を実施しましたが、すべて基準値以下でございました。

2の有害大気汚染物質の調査結果ですが、県下6地点で調査を実施しました。環境基準が設定されておりますベンゼン等4物質については、環境基準を達成しております。

3の環境騒音の調査結果ですが、(1)の航空機騒音調査結果につきましては、阿蘇くまもと空港周辺のすべての測定地点で環境基準を達成しております。

(2)の自動車交通騒音調査結果につきましては、幹線道路沿道24地点で調査いたしましたが、45.8%が環境基準を達成しております。

す。

4の環境放射能水準調査結果ですが、これは、旧科学技術庁、現文部科学省の委託を受けて、47すべての都道府県で実施しているものでございますが、降水や米、野菜等の調査を実施しましたが、異常は認められませんでした。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小嶋水環境課長 水環境課から4本報告がございますので、簡潔に御説明したいと思います。

まず、報告資料の22ページをお願いいたします。

熊本県の手数料条例の一部改正条例の概要ということでございますが、先ほど議案の財源更正のところで御説明申し上げました、土壌汚染対策法の一部改正に伴う手数料条例の改正でございます。

そのとき御説明いたしましたとおり、許可申請手数料としまして24万円、施行日につきましては21年10月下旬予定ということで、条例案につきましては総務常任委員会に付託されているところでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

報告の5でございますが、平成20年度水質調査結果についてということでございます。

県では、水質汚濁防止法16条に基づきまして、毎年度計画をつくりまして、国など関係機関と連携をいたしまして、公共用水域及び地下水の水質測定をしております。この調査結果、20年度分が取りまとまりましたので、公表並びに報告を申し上げるところでございます。

1の公共用水域水質調査の(1)の調査の趣旨のところでございますが、これは、毎年度継続して調査をやることで、経年的な変化でありますとか、環境基準の達成状況、そういったところを把握するための調査でござい

す。

環境基準を達成できなかった水域につきましては、水質汚濁原因の分析や基準達成のための取り組み強化を図ることとしていただいております。

2の調査方法につきましては、環境基本法、環境庁告示等で示されたところによっていただいております。

②の調査項目でございますが、健康項目26項目、生活環境項目10項目、要監視項目29項目、特殊項目とその他項目を合わせまして合計88項目で実施をいたしております。

24ページをお願いいたします。

③の検体数でございますが、全部合わせますと2万1,809検体ということで、河川47水域120地点、湖沼3水域4地点、以下全部合わせますと、合計178地点で調査を実施しております。

結果につきましては、①の健康項目、これにつきましては、河川の38水域67地点、湖沼3水域4地点、海域9水域31地点で調査をやっておりますけれども、黒川の環境基準点でございます白川合流前、阿蘇市でございますけれども、弗素が環境基準を超過しております。それ以外には基準超過はございません。

②の生活環境項目でございますが、水質汚濁についての代表的指標でございますBOD、CODにつきましては、それぞれ調査地点で調査を実施いたしております。

その結果、BOD、河川でございますが、47水域のうちの浦川下流——荒尾の方でございますが、黒川、合志川、井芹川上流、坪井川の中流の5水域で環境基準を達成できなかったことから、全体の達成率は89.4%ということになっております。詳しい資料は表1の方に記載しております。

また、CODにつきましては、湖沼につきましては3水域すべてで基準を達成しております。また、海域につきましては、19水域のうちの17水域で達成しておりますので、基準

達成率は89.5%ということで、昨年よりも上がっております。

なお、有明海7水域の中の1水域で環境基準を超過しておりますので、基準達成率85.7%、八代海につきましては、11水域の中の1水域で環境基準を超過しましたので、基準達成率90.9%となっております。

全窒素、全リンにつきましては、湖沼3水域及び海域7水域の合計10水域で調査を実施しております。湖沼につきましては、緑川ダムの貯水池で全窒素に係る基準を達成しておりません。それから、海域につきましては、有明海の3水域の1水域で、八代海も同じく3水域の1水域で基準達成できておりませんので、達成率は、昨年も同様でございますけれども、66.7%となっております。

次に、25ページには、その詳しい状況を表で記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

26ページをお願いいたします。

今後の対応のところでございますが、県としましては、環境基準を達成していない公共用水域につきましては、引き続き、関係部局、国、各県、関係市町村と連携をいたしまして基準達成ができますよう、それぞれ所要の対策を打ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

2の地下水質の調査でございますが、こちらにつきましても、毎年度、地下水質の汚濁状況の常時監視のために、以下に掲げておりますが、7つの調査を実施しております、それぞれ地下水質の環境基準の達成状況を把握しているところでございます。

(2)の調査方法のところの①調査方法は、先ほどと同じ環境庁の告示で示されたものに基ついて実施をいたします。調査項目も、記載のとおり環境基準項目、検体数も約918井戸で調査を実施しております。

調査結果につきましては、(3)に書いてございますけれども、新規概況調査ということ

で、過去調査を行っていない井戸を対象に行った調査の中で、これは536本調査をしておりますけれども、超過率1.3%、7本の井戸から弗素等の基準超過を確認しております。

定点監視調査、これは地域の代表的な井戸で毎年度実施しておりますけれども、2,144本の調査井戸の中で、次のページにまいりますけれども、基準超過が11本、0.5%で確認をしております。

以下、ちょっと記載しておりますが、それぞれ記載しているとおり、若干でございますけれども、基準超過が確認をされております。

検出井戸、汚染井戸等につきましては、これは1回そういったものが検出されたところでございますので、超過率はかなり上がっておりますけれども、それぞれ所要の調査結果を記載させていただいているところでございます。

(4)の今後の対応でございますけれども、調査の結果、速やかに井戸所有者、市町村等に、基準超過した場合等につきましては連絡をいたしまして、必要な飲用指導等を行っているところでございます。

汚染井戸周辺の継続調査等につきましても、それぞれ周辺につきましてもさらに拡大がないか、そういったものについて調査を行っているところでございます。

特に③のところでございますが、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素につきましては、汚染が広範囲に見られております荒尾と熊本地域につきましても、それぞれ計画をつくりまして、窒素負荷の削減対策を進めているところでございます。引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、報告の6でございます。

報告の6につきましては、6月議会におきまして、20年度の調査結果につきまして御報告申し上げますけれども、本年度実施中の6月から8月までかけた分の結果が出て

おりますので、その分についての内容を御報告申し上げます。

1の水俣湾の水質、魚類の水銀調査結果の中で(2)のところでございますけれども、今回御報告申し上げますのが水質の6、8月分、地下水の8月分、魚類の7月分の実施結果でございます。

31ページをごらんいただきますと、(3)の調査結果のところに書いてございますけれども、①水質調査と地下水調査につきましては、いずれも総水銀検出はございませんでした。②の魚類につきましても、2魚種とも暫定的規制値を超えておりません。21年度の7月と書いてあるところをごらんいただければというふうに思っております。

(4)でございますが、今後の予定といたしましては、10月に調査を予定しております水質調査、底質調査、それから動物プランクトン調査、並びに来年2月実施予定の水質調査及び地下水調査を実施した上で、21年度の結果を取りまとめることとしているところでございます。

次に、報告の7をお願いいたします。

水の戦略会議についてでございます。

水の戦略会議につきましては、これまでも熊本地域地下水総合保全管理計画や3月議会、6月議会の県議会における御答弁の中で、概要につきましては御説明申し上げてきたところでございますけれども、去る7月22日に第1回会議を開催いたしましたので、概要の説明を申し上げたいと思っております。

1の経緯につきましては、設置経緯等につきましてはもう御説明を申し上げてきたところでございますので、割愛をさせていただきます。

2の概要のところでございますが、(1)会議の構成としましては、記載の相談役4名と委員の14名ということでそれぞれ会議を構成し、スタートしております。

(2)21年度検討テーマにつきましては、水

を戦略資源とするための目標と取り組みについてと、このあたりのところから議論を始めようということで、次の35ページに非常に小さい字で記載しておりますけれども、こういったたたき台の資料を用意いたしまして、議論を今始めております。

今後の進め方としましては、33ページの(3)に戻りますが、年度内に2回の会議を開催することとしておりまして、10月の会議、2月の会議の中で、それぞれ提言等の取りまとめを行うこととしております。

34ページをごらんいただきますと、7月の会議の中でどんなことが出たかということをごくに記載しておりますが、大きく分けまして2点でございます。1点は、熊本地域は非常に地下水が豊富であるけれども、やっぱり水質の汚染、その他水質の問題というものが非常に懸念されると、そういったものへの取り組みというものをしっかり考えるべきだというような御意見が1つ、もう1点は、そうはいいながらも、この熊本地域の宝である地下水を使って、夢のある大きな活用方策、そういったところも考えるべきだということで、そういった2つの観点からの意見に収れんをされると思いますが、そういった意見が出ておりまして、第2回の会議でもう少し議論を深めていこうということになっているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 ちょっとここで5分間だけトイレ休憩をとらせていただきたいと思います。50分に再開いたしますので、済みません、よろしくお願いいたします。

午後1時45分休憩

—————○—————

午後1時50分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

○山本廃棄物対策課長 報告事項36ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御報告を申し上げます。

1の目的でございますが、県民の生活環境の保全や経済活動の維持、促進のためのインフラとして整備することとしております。

そのため、2のこれまでの取り組みの状況に記載のとおり、平成14年度から取り組みを進めてきております。現在の計画概要は、ページ下の表のとおりでございます。

37ページをお願いいたします。

3の最近の主な取り組みでございますが、(1)に記載しておりますとおり、現在進めております環境影響評価手続の第1段階の方法書に対しまして、441件の意見をいただきましたが、類似の内容を整理いたしまして343件にいたしまして、それぞれの項目について一つ一つお答えする一問一答形式でまとめました。

その上で、7月から8月にかけて住民説明会を開催しました。住民の方たちの御不安や心配に対して回答させていただくとともに、近く着手いたします環境アセスメントの現地調査についても御理解を求めたところでございます。このような説明会に、延べ約200人の御参加を得たところでございます。

また、住民の方たちからの御意見には、候補地選定の経過等に対するものも多いことから、この経過や地質、地下水の状況等を整理し、一問一答形式の取りまとめとともに、地元の公民館等に設置させていただきました。

4の今後の取り組みでございますが、現時点では、地下水や交通、風評被害等に関する御心配を背景に厳しい意見をいただいております。いまだ地元との建設合意には至っておりません。

しかし、今後、環境アセスメント手続や井戸調査、実施設計などさまざまな機会をとらえて、住民の皆様の御不安や御心配に一つ一

つ丁寧にお答えすることで、必ずや地元の御理解をいただけるものと考えております。引き続きしっかりと取り組んでまいります。

38ページをお願いいたします。

(2)の地域振興策でございますが、周辺環境の整備など、処理施設を中心とした地域振興に努めることとしております。今後、地元町や地域住民の意見を踏まえて、策定をさせていただきたいと思っております。

以上、御報告申し上げます。

○野田水俣病保健課長 報告資料の最後になります。39ページをお願いいたします。

前回の厚生常任委員会以降の経過につきましてですが、6月と7月に認定審査会が2回開かれまして、7月8日に法律が制定され、15日に施行されたところでございます。その後、7月31日に環境省が法律の説明会をしまして、それを受けまして8月に2回、県の方が説明会を開催したところでございます。

続きまして、新たな救済策に向けての今後の取り組みにつきましてですが、最初のスケジュールでございます。

環境大臣の発言は、先ほど部長が申しましたとおりでございますので、それを受けまして、今後、関係者の協議、そういったものをして政府の救済策の方針が進められ、救済策が実施されていくというふうに考えております。

県の姿勢につきましても、これまでと同じように、すべての団体の理解が得られるよう、最大限努力をし、国と連携して被害者の方々の思いが方針に反映できるよう、協議を重ねていくということにしているところでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

救済措置の方針の検討すべき主な課題ということで、5つほど出しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

引き続きまして、40ページ、3番でございます。

認定業務の状況についてでございますが、(1)番、認定申請の状況につきましては、関西訴訟最高裁判決以降の認定申請者数は、8月31日現在で3,923人でございます。

(2)番でございます。認定検診の状況でございます。

医療機関への委託検診、それと、県から直接お願いしております派遣医師によります検診で、検診の促進に努めております。

(3)番でございます。認定審査会の開催です。

認定審査会につきましては、本年2月、6月、7月に開催いたしました。また、資料には掲載できておりませんが、昨日、10月4日にも審査会を開催いたしまして、71名の審査を行ったところでございます。今後も円滑な運営を図ってまいります。

なお、現時点での新救済策の対象者の範囲がまだはっきりしておりませんために、棄却相当な方に不利益を生じないように、現在知事の処分は当面見合わせております。

4番でございます。裁判の状況でございます。

こちらにつきましては、国家賠償関係の訴訟が3件、それから行政事件訴訟関係が3件提起されておまして、司法の場で県の処分の正当性などに関しまして主張、立証を行っていくことにしております。

以上でございます。

○池田和貴委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 熊本市における児童相談所設置の関係ですが、これは熊本市が今後設置に向けて取り組んでいくということですが、熊本市のができたなら、県の、特に中央児童相談所はどうなるのでしょうか。

○吉田少子化対策課長 熊本市の児童相談所は来年の4月から開設予定ですが、現在、中央児童相談所、八代児童相談所、県で2つ持っておりますが、この中央児童相談所が管轄します熊本市内エリアが対象になりますので、その分のケース等も移管いたします。したがって、業務的には、市内地域の業務がそっくり県の中央児童相談所の業務からなくなるというような形になりますので、それに伴って、県の中央児童相談所の職員体制等につきましても、当然それに応じた体制に変わってくるということで、その部分も今現在検討しているところでございます。

○鎌田聡委員 ちなみに、平成20年度の相談件数、熊本県で391件だったですけども、熊本市分は391のうちの182ということなんですかね。

○吉田少子化対策課長 そのとおりです。

○鎌田聡委員 あと、熊本市がつくることによって県の方の体制が変わってくるということでありましたけれども、あとは熊本市域のやつは熊本市がやりますので、今の設置場所にも変更が生じるのか、その辺も検討されているのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○吉田少子化対策課長 県の中央児童相談所につきましては、単体の児童相談所にとどまらず、総合的な福祉の相談対応拠点ということで今まで位置づけられておりますし、ま

た、熊本市以外の部分が対象になりまして、地理的には全地域からの利便性がよい地域が望ましいというふうに考えておりますので、現在のところ場所についても議論を行ってきた経緯はございますが、当面は今のまま長嶺の方で運用するということになろうかと思っております。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 インフルエンザでちょっとお尋ねをいたします。

この別紙の方なんですけど、流行のシナリオでいくと、本県では約36万4,000人から最大で54万7,000人という数字が出ておりますけれども、その数字を見ると、先ほど御説明がありましたけれども、やはりワクチンを打たないといけないのかなという気になりますけれども、この輸入品が、さっき委員の方からちょっとお話が出ておりましたけれども、輸入ワクチンについては未知の要素があるということで、こういう不安材料もあるわけですが、12月末から輸入品が入ってくるとなると、先ほどの説明では希望者にされるということですが、実際、多分輸入品も使わないと足らないようになるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はどうお考えなんですか。この不安材料というか、そういうのは。

○末廣健康危機管理課長 先ほど御説明しましたように、新型インフルエンザワクチンについては、国内産だけでは、今対象とされている優先者分だけでも足りないという状況でございますので、輸入ワクチンの検討が国においてされて、もうすぐ契約というところまで来ておりますけれども、そのワクチンの不安材料については、十分国の方でもパンフレット等をつくって国民に周知していくということにされております。その上で、接種を希

望される方にはきちっとワクチンが行き渡るように、流通・在庫管理をしていこうというところでございます。

大事になってきますのは、万一健康被害が生じた場合の補償の問題でございます。先ほど御報告しましたように、新たな立法措置等も必要でございます。国の方でも対策を進めていただくとお思いますけれども、我々としても万全な体制を国に望んでいきたいというように考えております。

○早田順一委員 それで、国内と輸入物と両方あるんですけれども、この優先接種対象者、これを例えば優先的に国内のワクチンにするとか、そういうお考えはないんですか。

○末廣健康危機管理課長 先ほどの資料でも、スケジュールのところで御説明しましたけれども、13ページ目でございますが、国内産ワクチンを先に優先接種者のうちのさらに優先度が高い方から打ち始めていきますけれども、今のところ、全員の方にそのワクチンが行き渡る内容の2,700万人分が国内産で接種できる見込みでございますが、それは全員に2回接種したときでございます。先ほど御報告しましたように、途中でもし1回でもいいということになりますと、国内産がさらに多くの人に行き渡るということになります。

ただ、それでも優先接種者がまず先でございますので、優先接種以外のその他の接種を希望される国民全般に行き渡らせるためには、どうしても国内産だけでは足りないということで、先ほどの輸入ワクチンに対する安全性の確保の問題と申しますか、対策の問題が不可欠になってくるということでございます。

○早田順一委員 ですから、12月末から輸入ワクチンが入ってくるわけでしょう。それで、かぶってきますよね、最優先される方々

も。だから、そういうときにはどうされるんですかということを知りたいんですけども。

○池田和貴委員長 末廣課長、国内産のワクチンは製造の限界があるわけでしょう。その辺の説明もされたらどうですか。だけん、やっぱり国内産ではなかなか全量賄い切れないからということなんでしょう。

○末廣健康危機管理課長 今、国内産で予定されていますので、優先接種されていますものの中で、中学生ぐらいまでは国内産で行き渡ると。それ以降については、輸入物の接種が——今2回接種のままで全部いったとしても、必要になってくるという状況でございます。

○早田順一委員 だから、12月末からダブりますよね。妊婦さんとか、これから接種をされていくと思いますけれども、かぶった以降が国内産も、例えばある程度確保しとって、こういう方に打つとか、いや、そうじゃなくて、もう関係なくこれから先は全部両方使いますとか、そういうことで聞いたんですけども。

○末廣健康危機管理課長 今優先接種されている方の接種の初めについては、この順番で行くということですが、それ以後、優先接種の方が新たに発生してきたりあるいは後で受けたらといった方については、その時点でも国内産ワクチンを接種するということが、輸入物と混在してくる時期においても、優先接種者、国内産を優先接種するという方については、国内産が接種されるということを確認するという形で国から説明を受けております。

○早田順一委員 わかりました。

○鎌田聡委員 ワクチンが10月19日から接種開始見込みということですが、県内の優先接種対象者、全国的に2,300万人ぐらいですか、いらっしゃるといえることですが、県内でどのくらいいて、あとは県内の受託医療機関、ワクチンが打てる場所のどのくらいになっているのでしょうか。現状を教えてくださいたいと思います。

○末廣健康危機管理課長 県内の優先順位者のうち、まず第1順位であります医療従事者の数でございますが、県内に約3万4,000人の医療従事者がおられますが、そのうち国が示しました直接新型インフルエンザの患者さんに接する医療従事者については、今概数で把握していくということにされておりますけれども、医療機関から報告を受けるということになってまいります。最高で3万4,000人が医療従事者としておられます。また、妊婦の方は約1万6,000人、1歳未満の小児の方が約1万6,000人という数字は把握しております。それ以外の3年生未満については、今市町村の方で数の把握をお願いしているところでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、その基礎疾患を有する人とかがまだ把握できていないということですかね。

○末廣健康危機管理課長 基礎疾患を持つ方については、細かい定義が10月2日に初めて提示されました。先ほど御質問にありました接種受託医療機関についても、なかなかそういう細かいものが決まらなくて手が挙げにくいということで、まだ具体的な医療機関からの手挙げがあってありません。大至急、10月19日と報じられましたが、19日の週、下旬に間に合うように接種を始めるということで、できるだけ体制を急いで整備していくということで進めてまいりたいと考えております。

○鎌田聡委員 まだその情報とか国からの指示あたりの動きもございますけれども、そういったものを的確にとらえながら、期間のない中、大変だと思いますけれども、万全を期していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○藤川隆夫委員 ちょっと今のに関連して、インフルエンザ関係でお尋ねをいたします。

今優先者の把握の話が出ておりましたけれども、医療機関に恐らく依頼されて把握を進めていかれると思うんですけれども、実は医療機関に対して、まだ熊本市の場合、全然そういう依頼が来ておりません。ということで、19日から始めるに当たって、本当に間に合うのかという危惧を今いたしております。その点が1つであります。

それともう1点、実は、社会福祉法人、多くの高齢者が入られております。基礎疾患も持たれております。この方たちへの対応をどうするのか。そこに従事している医療関係者がいます。今回のこの国の計画からいくと、この方たちは外れるような話になってくるかというふうに思いますので、この部分に関してはどのような手を打っていくのか、県としてどういうふうに国に対して要望していくのか、その部分が1つ。

もう1点、実は、健康被害の話が先ほどから出ておりますけれども、健康被害、今までの話でいくと、季節性のインフルエンザと同等の対応をしていく、措置をしていくというような話になっておりますけれども、現状、健康被害が起きた場合の補償がどの程度になっているのか。

今回、意見書という形で今準備をしておりますけれども、1次予防接種の、国が認めている、あれは2次ですかね、その部分に関しての補償の差が恐らくあると思うんですけれども、それはどの程度あるのか、その部分を

ちょっと教えてください。

○末廣健康危機管理課長 まず1点目でございますが、まだ具体的に各医療機関に照会が行っていないというところでございますが、私どもの方は、情報入手する都度に、県医師会を通じて各郡市医師会の方に情報を提供してまいりました。

ただ、具体的に手を挙げるには、やはり条件がきちっとそろうことが必要だということで、それで準備は進めておりましたけれども、10月2日に最終的な内容が確認できましたので、今県医師会の方できょうじゅうにでも各郡市医師会を通じて会員、医療課に照会をかけるということで、まず第1次回答を今週じゅうにいただくということで、19日の週からの接種開始に間に合わせていきたいと思っております。

ただ、まだ19日からの週の第1回目の優先接種者が医療従事者でございますので、医療従事者の方についての、どういう対象にするかということの報告をまず一番に受けたいと思っております。

それから、2点目の社会福祉法人の中にも基礎疾患を持った方、その医療従事者の方もおられるということでございます。

県としましては、優先接種者の中の、いわゆる入所者の中でも基礎疾患を持っている方については優先接種になりますけれども、それ以外の高齢者、65歳以上の方で望ましい方に区分されましたので、ただ、それ以外の方もおられると思います。特に従事者については、新型インフルエンザの患者に直接接した方だけが今回の対象になっておりますので、そうじゃなくて、いわゆる施設全体で接種体制をどうしていくかというところでございますが、今回のワクチン接種が、予防を目的とせず、重症化を防ぐということで、御指摘のように、重症化しやすい方が社会福祉法人施設の中にもおられると思いますので、今後も

引き続き、対象の拡大について国の方に要望をしていきたいと思っております。

それから、3点目の健康被害についてでございますが、現在、国の方は、65歳以上の高齢者の季節性インフルエンザのワクチン接種が2類対応となっています。今度の新型インフルエンザ対応もそれと同等というふうに国は考えておられまして、2類対応ですと、機構の補助と同じ程度の、最大死亡でも700万程度の補償にとどまります。それが、今議会の方でも要望を取りまとめていただいております内容であります1類と同じ内容、具体的に言いますと、死亡した場合、2,000万円程度の補償が出るような補償制度に構築していただくということを要望してまいりたいと考えております。

○藤川隆夫委員 先ほどの社会福祉法人の中の部分なんですけれども、実は、もし高齢者に打つとしても、特養だとかグループホームは主治医がいます。だから、恐らく打てると思います。老健の場合の位置づけが非常にあいまいでして、老健の場合、中に医者はいらんですけれども、医療機関じゃないんですよ。今回は国と医療機関との契約ですから、そうすると、じゃあどういふ契約をすればいいのかという話が当然起こってくると思います。だから、中に入っている高齢者にどうやって打っていくか。まあ外から入ってきにくいからいいんじゃないかというんじゃないかと、実は仕事している人たちは生活されております。その方たちがもらってきた場合に、中に入ればこれは一発で、結局、密閉されたようなゾーンですから、すぐ広がります。結局、重症化していく可能性があるわけなんです。であれば、その手前でとめる部分ということもやっぱりひとつ必要なんじゃないかなというふうに思っておりますので、これは国に対してぜひ早急に働きかけていただければというふうに思います。

○末廣健康危機管理課長 今お話がありました点につきましては、金曜日、2日の説明会でも挙手して答弁を求めました。今のところまだ回答がございませんが、こういう課題があるということは国につながっておりますので。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

○池田和貴委員長 インフルエンザに関して、ほかに。

○佐藤雅司委員 この報告事項の6ページですが、参考値でございますので、聞こうか聞くまいか非常に悩みましたけれども、ちょっと聞こうと思います。

阿蘇が151、トータルで253、突出して、熊本市を抜いて断トツなんです。トータルではあれですけれども、何か原因が、特定の話が出てきていますか。

○末廣健康危機管理課長 まず、阿蘇が突出して多いということで、その原因について我々もいろいろ検討してみました。今のところ、これといった分析要因結果というものは出ておりません。全体として、九州では福岡県が流行が多うございまして、県内では県北地域に多いという特性がございます。

ただ、今のところ、阿蘇地域で多い、これはクラスターサーベイランスということで集団の発生をとらえておりますけれども、学校関係でやはり阿蘇地域が多く発生していると。よくスポーツ大会等があって、夏休み期間中に感染が拡大したことがありました。そういったこともあってこういう状況になるんじゃないかなというふうに考えております。

○佐藤雅司委員 確かに、私も、部活動の遠征関係で1、2例は聞いております。だけ

ど、それからずっとある学校に広がっていると聞いておりますので、運動会が中止になったりしていますもんね。だから、阿蘇地域には、特定の措置といいますか、対策といいますか、そんなのをちょっと持っておられるんでしょうか、どうでしょうか。ちょっと教えてください。

○末廣健康危機管理課長 阿蘇地域に限定した対策ということではございませんけれども、今、さまざまな個人向けの情報以外にも、事業者向け、それから新たにイベント等を開催する主催者向けにいろんな情報を細かく出していくということで、できるだけ感染防止に努めるというように、また、保健所単位にそれぞれの地域、協議会等をもって情報の提供と、それから、その地域に必要な対策に漏れがないかどうかの確認作業を進めているところでございます。

○佐藤雅司委員 防災無線あたりで朝からいろいろ対策を流しているんですね。特に、こういうふうが多いわけですので、ひとつ注意喚起をお願いしたいと、その対策を万全によろしくをお願いしたいということです。

○池田和貴委員長 要望でよろしいですね。

○佐藤雅司委員 はい。

○池田和貴委員長 ほかにインフルエンザ関係はございませんか。——ないようであれば、済みません、ちょっと私の方から1つよろしいですか。

16ページ、新型インフルエンザ接種費用に関する負担の軽減策が国から示されたわけですが、しかし、今回のインフルエンザ、短期間でたくさんの方が打っていただくということを仮定すると、この負担軽減策をとられることはありがたい反面、その負担軽減策を練

っている間に、負担軽減を受けられる人と受けられない人との仕分けの部分で時間がかかったりとか、それは医療関係の現場でも、この人は費用が免除されるのか免除されないのかと非常にわかりづらくて、なおかつ非常に多くの方を打っていかねばいけないときには、現場として非常に混乱するんじゃないかという心配をしているわけですね。

そういうことも含めて、今回、今意見書の方で、これは国の、いわゆるパンデミックを防ぐための危機管理の一環として、こういった場合にはすべて無料でやってもらわないと、軽減策を求めているのはありがたいんですが、結局、すべての人にワクチンを打とうとしたときに、現場が混乱して、打ちたくても打てないというような状況が出てくるんじゃないかというふうに思っているんですね。

そういった意味で、今回の負担軽減策が10月2日に出たと思うんですが、これを踏まえて市町村の皆さん方にこの辺を説明して、周知をしていって、本当に現場での対応がスムーズにこの短い期間でできるのかどうか、その辺、その現場の人と折衝されている県の担当として、どういうふうにお考えになりますか。

○末廣健康危機管理課長 今委員長御指摘のとおり、この16ページ目に示されているようなスキームでありますと、各市町村ごとに対象者や対象者ごとの窓口で取る料金というのが変わってくるということも可能になる形になっております。そうなりますと、医療機関で、どちらの住民かということを確認して、その市町村に応じた費用を窓口徴収すると。そして、かつそれを市町村ごとに仕分けして医療機関は請求せないかぬという形になってまいります。その事務的な面につきましては、今御指摘のとおり、これが意見書で要望をいただくというふうに伺っております。一

律全部を国負担ということになれば、そういった事務の煩雑さがなくなるというメリットがございます。

それから、医療機関ごとにそういった煩雑さを避ける手続等についても、さまざまなメリット、デメリットがありますので、特にデメリット面についても漏れなく市町村にきちんと情報をお伝えして、適切な判断をしていただくようお願いしていきたいと思っております。

いずれにしても、従事いただきます医療機関、窓口が混乱しないようにすることが、御指摘のとおり、重要でございますし、医療機関で手を挙げていただかなければ実施できませんので、そういう意味でできるだけ混乱が少ない形で実施できるように、市町村、それから県医師会とも調整してまいりたいというように考えております。

○池田和貴委員長 スムーズに実施できるように、ぜひ努力をしていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

ほかに何か御質問はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 済みません、ないようであれば、もう1つ、私の方から。

これは環境生活部長にちょっと確認なんですけれども、この温暖化条例について、この間、一般質問で質疑があったわけですが、そのとき、私が部長の答弁をお聞きしたときに、次の日の新聞報道がちょっと私の認識と違っているものですから、ちょっとそこだけ確認をさせていただきたいと思えます。

条例の制定を、12月議会から2月議会の方になるというふうになっておりましたが、そのときに、今回の政権交代によって温暖化効果ガスの大規模な防止策が打ち出されたことによって、それと整合性をとるため、見直すために、何か2月議会にずれたみたいになちよ

っと報道があったと思うんですが、私が答弁を聞いていた限りでは、一般の県民の皆さん方にとり、中小企業も含めて、周知にもう少し時間が必要だから2月にずれるというふうには私はその答弁では理解してはいたのですが、済みません、そこはちょっと確認です。済みません、よろしくお願ひします。

○駒崎環境生活部長 少し答弁の言い回しははっきりしないところがあったかもしれませんが、報道の方がそういうふうには理解されたかもしれませんが、大筋は今委員長が御紹介されたとおりでして、当初、ことしの2月議会に、村田前部長が条例を制定するというのを答弁で申し上げまして、その後、来年の4月1日から施行するためには3カ月間の周知期間、それぐらいの周知期間が要るだろうということで、12月議会にかけて成立させて、4月からの実施を目指したいということで取り組みを始めました。

しかし、その後、いろいろ民間の方からも御意見をいただきましたし、打ち合わせをする中で、丁寧な説明をすることで事前の周知を図れば、3カ月という周知は必ずしも要らないのではないかと。しかも、4月1日に施行したとしても、4月1日からすぐ報告書を出せというふうな条例ではないのでというふうなアドバイスもいただきましたので、丁寧な説明をする中で、いただいた御意見をできるだけ反映しながら作業を進めていこうということで、ことしの9月に入った時点では、2月議会の提案を目指すという方針を内々固めておりました。

したがって、委員長がおっしゃったように、いろいろな御説明をする中で、いただいた御意見を折り込んでいきたいと、できるだけ条例をつくったからこれをやってくださいと、12月に条例をつくって、3カ月間、こういう条例ができたのでこれでやってくださいという説明ではなくて、2月に向けて、こう

いうことを考えていますのでという説明をする中で周知を図ろうというふうの方針を切りかえた部分がございますので、委員長の御理解のとおりで結構でございます。

答弁の中で、今後留意する事項としては、地元の市町村の方々あるいは中小企業者の方々、既に大規模事業者の方の説明は終わっておりますけれども、中小企業の方々の御意見とかを踏まえるんですけれども、そのほかという意味で、年末のコペンハーゲンで開かれるcop15の会議の動向でありますとか、新政権の取り組みとか、そういうのも留意しながらということで、当然留意はして作業を進めていくということで申し上げたわけでございます、それを反映させるためとか、それが原因でということでは必ずしもございませんので、そこは一貫して委員長あたりに御説明してきたとおりに理解していただければ結構です。

○池田和貴委員長 わかりました。ありがとうございます。

県民の方についても、中小企業の方も、条例が決まった後に説明を受けるよりも、条例が決まる前の段階で説明を受けて、そこに御意見を言っていた方が私もいいかと思えます。ですから、よく今後時間をとって、条例が決まる前にいろいろな御意見を聞いていただくようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○末廣健康危機管理課長 済みません、私の先ほどの藤川委員の御質問に対するお答えの中で、1類疾病に対する死亡一時金について、先ほど2,000万円程度とお伝えしましたが、正確には、改善されていまして、4,280万円が最高ということにされております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、2点だけお願いします。

1点は、先ほどもちょっとお話がございました消費生活センターで、非常に相談件数一件数は若干下ってきていますけれども、内容も深刻化してきているというふうな状況もございまして、私も、この前の代表質問の中では、そういった中で相談員さんは大変な思いをしながらそういうのを受けていらっしゃるのと、待遇改善のお話もさせていただきましたが、それは今後御検討されていくという回答でよかったかと思えますが、特に、今の段階で話を伺いますと、相談の受け付け時間が5時までということで、時間ぎりぎりにかかってくる分については、残業代が出ないので受けることはできないというようなお話も聞いておりますが、残業代というのは、時間出た部分だけでも払えないものなのか、その辺ちょっと質問ですけれども。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

おっしゃるとおり、今の段階では、できるだけ5時前にかかってくるような形の方が望ましいんですけれども、やっぱり5時前にかかってまいりまして、5時を過ぎてという場合がございます。制度上、今のところ、おっしゃるとおり、時間外は出しておりません。今後、検討課題かと思っております。

○鎌田聡委員 今後の検討ということでも、出せるようにしていただきたいんですけれど

も、当面出せないのであれば、その時間ぐら
いのやつは、職員さんがかわりに対応してい
ただくだとか、まあ専門性も求められるから
難しいかもしれませんが、そういった
受け付け的なやつはやっていただけるよう
に、ちょっとその辺の工夫もやってもらいた
いんですけれども。

○小原食の安全・消費生活課長 詳しく申し
ませんでしたが、今相談員の方々にお
話を申し上げているのが、今2交代制で実は
やっております。その2交代はA、Bござい
ますけれども、Bの方が実は5時で終わるこ
とになっておりますので、それぞれの相談員
の方々の御都合も今聞いているところでござ
いますが、5時半までやるようなグループ、
例えば仮に言えばCグループでございませ
んけれども、そのような方があれば、今の問題
は大概——それでも超過する場合があるかも
しれませんけれども、基本的に解消いたします
ので、そういう形で相談員の方にも——今か
らお話をしてみますが、相談員の方に御相談
するというようなことをやっているところで
ございます。

○鎌田聡委員 問題はそれだけじゃないんで
すけれども、いろいろございますけれども、
また今後いろいろとお尋ねをしてみたい
と思います。

いずれにしても、待遇がやっぱりいろ
いろ九州各県見ても熊本は条件的にあんまり
よくない方ですので、ぜひ待遇改善をお願い
したいと思います。

もう1点、済みません。

発達障害の関係で、この前鬼海議員が一般
質問で申しあげましたけれども、教育機関へ
の義務教育とか高校への発達障害児者への支
援等については取り組みが徐々にされてお
りますけれども、保育園への——保育士さんの
研修あたりはやられているというふう

ておりますけれども、保育園でいろんな支援
をやっていくに当たっての、財政的な少し支
援あたりができないものなのかということ
でお尋ねしたいと思いますけれども。

○吉田少子化対策課長 保育所における発達
障害児の支援につきましては、委員御発言が
ございましたが、特に現場で直接担当されま
す保育士さんの専門的な技量を高めるという
ことで、研修につきましては充実いたしてお
ります。

一方で、保育所そのものの受け入れ体制の
整備につきましては、現在、平成15年度から
市町村への交付税措置ということで、市町村
事業ということで、今、県としては、定着に
ついてのお願いということを市町村に対して
やっているところでございます。

そうしたことで、基本的には市町村の方で
充実をしていただくという形で、今推進を
図っているところでございます。

○鎌田聡委員 そういった事業で、市町村で
非常にまだ充実していない部分があるから、
多分このような意見が出てきている部分もあ
るかと思っておりますので、今市町村への徹底とあ
わせて、先ほど議案の中でも議論になりました
けれども、安心子ども基金あたりは、何か
こういったものに使えないのかどうなのかと
いうことも、少しそういった保育所への支援
ということで——完全に、やっぱりこれは
できないんですかね。

○吉田少子化対策課長 安心子ども基金につ
きましては、特に子育て創生事業というこ
とで10分の10、市町村の創意工夫による取
組みが用立てられておりますけれども、これ
につきまして、制度上でやられている基本の事
業に対しての振りかえ等についてはできない
ことになっております。

ただ、障害児の受け入れ関係につきまして

は、今回の事業の中でも、市町村で工夫しながら、いろんな形での環境整備の取り組みというのはなさっておりますので、いろいろとそうしたものも活用しながら、全体的に環境が整っていけばと思っております。

なお、環境整備につきましては、国庫の方でも、障害児受け入れ促進ということで、ハード整備になりますが、若干の補助も今のところまだ残っている状況でございます。

○鎌田聡委員 まあストレートにそれがそのままということは難しいというような受けとめですけれども、いずれにしましても、今後、発達障害児の関係の早期療育、そしてまた療育センターとの連携とか、保育所の役割というのはやっぱり大きくなってくると思いますので、すぐすぐに財政的に何か持ち出せるかどうかというのは難しいと思いますけれども、そこらあたり、今後の検討課題としてぜひとらえていただくように要望いたしておきます。

以上です。

○池田和貴委員長 ほかにその他についてございませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長